

人口問題研究所
研究資料 第六九號

ニユージーランド社會保障制度

昭和二十六年三月一日

厚生省人口問題研究所

は し が き

本資料は世界で最も典型的と稱せられるニュージージーランド社会
保障制度の現状を同國の経済との関係において紹介したものであ
つて、制度自体の内容については専ら *International Labour Office*
発行の *System of Social Security — New Zealand, 1949* に依據した
ものである。黒田技官の担当執筆による。

昭和二十六年三月一日

人口問題研究所

目次

第一章	ニュージーランド経済の特徴	一頁
第二章	社会保障制度の概要	一〇頁
第三章	保護の範囲	一八頁
第四章	給付の内容	二九頁
第五章	組織	六七頁
第六章	財政	九四頁

第一章 ニュージールランド経済の特質

ニュージールランドの社会保障制度の特質を一言にしていえば範疇的なプログラムの下に発展した制度の下にその適用対象が包括的、網羅的、普遍的であつて世界の社会保障制度中先駆的な典型的な体系をもつてゐることである。劃期的といわれる英國の社会保障制度もその範をこの國にとつたものである。

この國の社会保障制度を論ずるにあたり、まづかんたんにこの制度の背景をなす経済の性格にふれておく必要がある。

ニュージールランドはその面積において我が國と強んじ度らない約四〇〇万エーカーの小國であるが、その人口は僅かに一七〇万（一九四五年センサス、土着のマオリ族 *Māori* を除けば一六〇万）で我が國の五〇分の一にすぎない。そして自給自足のできない海外貿易に依存する経済的には脆弱な一小自治領であつて、過去における繁栄は主として輸出即ち畜産製品を世界市場特に英國を顧客として行つてきた貿易に依存したのである。勤労農民人口は僅かに一四五〇〇〇であるにもかかわらずその酪農製品の輸出は世界第一であつて肉類は第二位羊毛は第三位を占め、その他皮革、獸脂、果物の世界的供給者である。かかる輸出によつて、その必要とする消費財を大量に購入したのである。その國債の少なからざる部分は戦前においては英國が所有してゐた。このようにニュージールランド経済の支配的要因は、貿易差額であつて、これはその輸出する養業生産物の世界価格に著しく左右された。ニュージールランドの経済がこのようにその生産物の世界市場に依存してゐた

以上、この国の経済の重要な要因の多くは、自国の支配しえない対外的なものであるといわねばならない。ニュージーランド経済の国際的依存性と国内生産の狭小は、この国の社会経済的進歩の各般の計画——社会保障制度もその一つである——実現に対する重大障害をなすものであることは否定できないであろう。

しかしこのような経済構造上の脆弱性にもかかわらずこの国は高度の労働生産性を實現して貿易による経済の補整充実を達成し、世界的にも極めて高い生活水準を維持することができたことは、伝統的因襲的な社会的、政治的紐帯の缺如その他経済的、社会的、自然的特質に基くものであるが、このような経済の発展は一方に於て社会保障制度を進展せしめた基底的要因を形成すると共に同時にこの制度はこの国の社会的、厚生の、生産力の水準の上向を促進せしめる顕著な効果を興えたとはいえるであろう。

○ 各国農業生産性の比較

ニュージーランド	二、四四
オーストラリア	一、五二
アルゼンティナ	一、三三
合衆国	六六一
デンマーク	六四二
カナダ	三三八

この国の高水準経済を例えれば労働生産性についてみると次表の如く世界最高の水準を示している。

備考 本表はコーリン・クラーク (Colin Clark) が各国の農業労働生産力を男子一人について算出したものでその単位は、アメリカの一米作でもつて一九二五—一九三四年において購入しうる穀物と用役の量を国際比較単位 (I. U. U.) として計算したものである。

(Colin Clark : Conditions of Economic Progress, P. R. 244—246.

R. O. International Labour Review, vol. LXI, No. 5. May. 1950.

P. 462 参照)

農業労働者一人当りの純生産物をポンドで推計した一九四一年の推計も英米の地位顛倒の例外はあるもニュージーランドが依然として最高水準を示していることは次表の通りである。

○ 農業労働者純生産高の比較 (ポンド)

ニュージーランド	四五〇
オーストラリア	三〇〇
英 国	二〇五
合 衆 国	一八五
デンマーク	一五五
カナダ	一三五

備考 International Labour Review, vol. LXI, No. 5. May. 1950. P. 462.

蓄産經濟を中軸とするこのようにならぬ。ニュージーランドが豊富な生産力と生活水準の上昇を示すに至つたのも一轉一夕になつたものではないのであつて、十九世紀の粗放的な農畜産經營時代から二十世紀における動力と設備の拡大使用による資本の集約的な經營形態に發展したことに基くものである。

十九世紀時代の經濟状態については省略して主として廿世紀における生産力の増大、生活水準の上昇について分析してみよう。

十九世紀に入つて輸入の増大、住宅の増加、都市人口の増加、地価の上昇、そして生活水準の改善の徴候が見られるに至つたのであるが、植民者に対する低利資金の貸與、物価の上昇、技術的進歩は經濟活動の改善に著しく貢献したのである。このような産業活動の發展の動きは次表における産業別人口の移動によつて看取しうるであらう。

○ 産業別人口 分布比率の変遷（一九〇一—一九一六年）

産業別	一九〇一	一九〇六	一九一一年	一九一六年
第一次産業	三五・一六	三三・一八	三一・九六	三一・九〇
第二次産業	二七・四五	二七・七一	二六・五四	二三・九五
第三次産業	三七・三九	三九・一一	四一・五〇	四四・一五

備考 *International Labour Review*, Vol. LXI, No. 5, May 1950, P. 468.

第一次、第二次産業における生産性の増大によつて解放された人口は、自由職業、公共サービス、商業、運輸、金融、ホテル、レストラン、教育、接待業その他のサービスの部門に吸収されてい

つたのである。

農業生産はおけるこのような傾向を更に正確に示すと共にかかる動向によつて反映される生活水準を測定するために一労働者あたりの総農業生産性の増大指数を示すと次表の如くである。

○ 農業における労働者一人当り総生産性指数（一九〇一—一九四五年）

年次	羊單位による農場生産性（千單位）	農業従事者数（千單位）	生産性指数
一九〇一	七三	八九	一〇〇
一九〇六	八五	九七	一〇〇
一九一一	〇二	〇〇	一〇〇
一九一六	一七	一七	一〇〇
一九二一	一八	一七	一〇〇
一九二六	一六	一七	一〇〇
一九三〇	一六	一七	一〇〇
一九三六	一四	一六	一〇〇
一九四一	一五	一四	一〇〇
一九四五	一九	一四	一〇〇

右表における第一欄は家畜数からみた総養業生産であり、第二欄は第一次産業に従事する者の数
第三欄は以上の二欄の数字から算定した一人当りの總生産性指数の増大を示したものである。

特に一九二〇年以降における生産性の上昇極めて顕著であるがこれは一方においては高度の熟練
及に達した牧場経営の改善進歩と他方においては機械化の高度化に現われた資本設備の拡充による
ものである。例えは養場における資本設備の増大に関する次表の統計はこの一斑を示しているもの
といえるであろう。

○ 養場における資本設備の増大（一九二〇—四七）

年次	養業用トラクター	電動機	搾乳機
一九二〇	三二四	四五六	八八〇六
一九二五	一〇二五	三四五一	一五、五六一
一九三〇	三、八九一	一六、四五六	二〇、四一五
一九三五	五、三四九	三、一六三	二五、六三〇
一九四〇	一、一三七八	五、六五一	二九、五六四
一九四七	二、一五六	八、二七一	三三、五九六

備考 前掲書四七五頁

おうまかにみて農民とその補助者の実労働所得は第一次大戦以降に約二倍半に激増し、その生

活水準は著しく上昇したのである。たゞニュージーランドの経済がその農畜産物の輸出に対する依存性が極めて高いため、国際市場における物価の変動は直ちにニュージーランド経済に影響を及ぼすため、不安定なるを免れないことは一九二九年以降の世界恐慌がニュージーランドに與えたる深刻な影響によつてこれを充分知るべきである。即ち一九二九年から一九三二年における農畜産物価の顕著な下落は膨脹せる資本構造と高利子率と絡みあつて、農村収入を激減せしめ、一時的ではあつたが一九〇一年以降達成せる高度生活水準を一擧に破壊し農村社会を破産に瀕せしめたのである。

しかしその後半にも戦時中ならびに戦後における世界的ブームは労働、肥料、ゴム、鋼、機械製品の不況と共に農産物に対する甚大な需要をもたらし、価格とコストの有利な関係は喪失せる生活水準を再び充分に回復するに至つたのである。

以上の如き一時的な不況は單にニュージーランド一國のものでなく世界的なものであつて決してニュージーランド経済を根柢から破壊するものでなかつたことはいふまでもないがニュージーランド農業が極めて特異性のある独特の地位を占めていたことは同時にニュージーランド経済構造の特殊性を示すものであるが、それは次の如きいくたの要素に基くものといえるであろう。

(1) 温暖な気候、(冬季に含飼を必要としない)土地の肥沃、充分な雨量等の恵まれた自然的條件は資本投資を極めて効率化する。

(2) 土地の豊富、土地が極めて豊富であるために農業労働者が農業経営者の地位に上昇することは容易であるのみならず、経済的、技術的要素の決定する效率的な生産の要求に適合するよう

な農場経営單位の大きさを人為的にとることが可能であり、國家の土地政策もかかる方向に援助を與えたのである（農場の平均経営面積は五〇〇エーカーであるが三分の二は二〇〇エーカーである）。また自然的災害や経済的破綻に対する國家の救済援助も適切に行われている。

(3) 資本調達の便宜。第一段階においてはロンドン金融市場における借入、第二段階においては国内信用の動員を通じて政府が資金需要をまかなう。一九三五年当時ロンドン市場で調達された公債は一億七千万磅であつて、これは当時の國民所得の約一・五倍にあつた。今日の對外債務は國民所得の二五%以下であつて、第一億五千万磅以上に達する輸出額の半分余にすぎない。

(4) 農場経営技術や農場生産物の加工・処理・改良・販賣に關する指導の徹底ならびに学校教育や一般教育における農業に關する實際的訓練と指導の高度性。

(5) 地味ならびに土地所有権の移転が容易であつて、経済的な変化に對して地価は敏感に反動する。長期的な地価の上昇傾向は土地の経済的利用の高度化と土地改良のための投資を促進せしめる。

(6) 勤勞農民の伝統と地主の缺如或は農民に對する不在地主の支配の缺如は、技術的革新を容易ならしめ、その発展を不斷に上昇せしめる。

以上の如きニュージージーランドの自然的、社会的、経済的の基礎的諸條件の有利性は、他方におけるニュージージーランド經濟の海外依存性の弱点の存在にもかかわらず、同國における極めて高度の生産水準の實現を可能ならしめたといえるであろう。例えば *Edgar Ansel Mowser*、*Martha*

Pagshman 両氏の計算によればアメリカの一三八一、カナダの一三三七に次いでニュージージーラン

ドは一エロエの高生活水準を示している。

備考 E. A. Mower, Martha Rajzman: *Global war, An Atlas of World*

Strategy, 1942 によるもので労働者一人当り一週間の収入約二〇ギのものを一〇〇〇

の單位として国際比較をしたもので主要国の指数を示すと、英本國一一〇、九、スイス一〇

一八、オーストラリア九八〇、フランス六八一、デンマーク六八〇、スエーデン六五三、

ドイツ六四六、日本三三三、ソ連三一〇、インド二〇〇、中國一二〇となつてゐる。(World-

War Vogt: *Road to Survival*, 1948. 邦訳一八頁より引用)

またこのような生活水準の高さは死亡率、幼児死亡率の低水準にも表現されてゐる。日本と比較

してみると次の如く著しい懸隔を示している。

◎ 死亡率、乳児死亡率の比較

死亡率の比較

日 本	一九三〇	一九三五	一九四〇	一九四五	一九四六	一九四七	一九四八	一九四九
ニユージランド	八・六	五・八	一〇・五	一〇・一	九・七	九・四	九・三	
	(一九三〇)	(一九三五)	(一九四〇)	(推計)				
	一八・一八	一六・七八	一六・三二	二〇・五六	一四・六八	一一・九六	一一・六	

乳児死亡率の比較

日 本	（一九三〇） 一三・四五	（一九三五） 一〇・七一	九・〇四		七・六七	六・一五	六・二〇
ニユージーランド	三・九	四・二	五・八	三・三	三・〇	二・七	三・〇

このような死亡率の低下
 特に乳児死亡率の著しい低さは、ニユージーランドにおける医療施設、健康保険、公衆衛生、母子福祉等を含む広汎な社会保障制度の高度の発展に基くものであることは否定できないであろう。

第 二 章 社 会 保 障 制 度 の 概 要

ニユージーランドにおいて社会保障法が制定されたのは一九三八年（*Social Security Act of 1938 September 1938*）であつて、この法律によつて超進的な改革と進歩が行われすべての國民は慈善としてではなく権利として給付を受けることができるようになった。もつともこの法の制定前四十年間にわたつて老令者、癩疾者・病人・寡婦・孤児・失業者に対する國家の扶助責任の思想が緩慢ながら堅実に發展成熟していつた事實が、社会保障法實現の基盤的契機をなしたものである。

ニユージーランドにおける社会サービスの責任は常に自然に國家に委ねられてきたのである。

その理由はニュージールランドは歴史の深い若い国家であつて歴史のある古い国家におけるが如き確立された組織即ちギルドやその他の共同体的な活動を疎如してゐるため、その結果個人はその必要な扶助については全体としその社会即ち國家に依存せねばならなかつたことである。

ニュージールランドにおいては、社会保障は基本的には國家扶助の包括的的制度即ち第一は年令・疾病・寡婦・孤児・失業或はその他の異常な状態によつて兩窮する人々に現金給付を支給する形態に於いて、第二は社會の健康・一般福祉の維持増進のための普遍的保健サービス形態の兩形態の國家的制度であるとみなされてゐる。

I 社会保障機構の構造

社会保障機構を構造的に分析すると大体

- (a) 現金給付
- (b) 保健給付
- (c) 財政

この三者に分類することができる。

(一) 現金給付

社会保障者は貨幣給付として知られてゐる次の如き現金給付の管理を行う。

(1) 年令に関する給付

(a) 養老給付 (Superannuation benefit)

(b) 年令給付 (Age benefit)

- (2) 寡婦 給付
- (3) 孤児 給付
- (4) 疾疾 給付
- (5) 癩疾 給付
- (6) 鉉大 給付
- (7) 疾病 給付
- (8) 失業 給付
- (9) 緊急 給付 (emergency benefit)
- (10) 戦事兵後服務者の被扶養者手当

以上の給付の中で特に注目すべきは緊急給付である。これは前掲のいづれかの特定の事故によつてカバールされないのであるが、大部分の事故は关联性をもつてゐる。即ち年金、肉体的精神的無能力、家庭の事情或はその他の理由で自己ならびにその被扶養者が充分な生計を維持しえなくなつたり、しかもいづれの現金給付をも受領する資格を有しない人々に支給されるのであつてこの支給権限は社会保障委員会 (The Social Security Commission) がもつてゐる。

次に注目すべきものは、戦事従軍者の被扶養者手当であつて、これはニュージーランドにおける戦事年金と社会保障制度との統合化への努力と傾向を示唆してゐる。この手当は戦争中に死亡せる兵役服務者の両親であるところの一定の社会保障の受給者に支払われるのである。

ここで社会サーヴィスにおける相互協定の向題に触れておこう。現在はニュージーランドは

英聯邦外においてははなから相互協定を行っていない、たゞ濠洲へニュージールランドにおいて行われていた大部分の現金給付をカバーしている」とグレート・ブリテンならびに北アイルランドへ家族給付——児童手当——をカバーしている」と行っているのみである。

(二) 保健給付

保健給付の管理は保健省が行っているのであるが、これは非金銭的給付であつて現往人印は支給される。この給付には次の如きものがある。

- (1) 出産給付
- (2) 病院給付
- (3) 医療給付
- (4) 薬剤給付
- (5) 補足給付
- (a) X光線診断サーヴイス
- (b) マッサージ・サーヴイス
- (c) 地方巡回看護婦サーヴイス (District Nursing Services)
- (d) 家事援助
- (e) 産科給付
- (f) 試験所における診断サーヴイス

以上の給付によつて、我々は、現在ニュージールランドにおいては適切な医療と看護を妨げる

ような経済的障壁がなくなつたことを知ることができるのである。

(三) 賦 政

社会保険制度における現金給付と保健給付は「社会保険基金」(The Social Security Fund)によつてまかなわれるのであるが、この基金は二箇の源泉からの収入で構成されている。即ち第一は社会保険賦出として知られている租税であり、第二は一般租税のプール乃至は基金である「整理基金」(The Consolidated Fund)からの年々の補助金である。社会保険基金は増収の事故をカバーするためには構成されたいのではないのであつて、毎年の支出はその年間における「基金」への収入分からまかなわれる。社会保険賦出は通常ニュージールランドに居住する十六才以上のすべての人々の俸給、賃金その他の所得ならびにニュージールランドに所在する会社所得に対して七・五%の比率で賦課される。この賦出の徴収は一般税と共に地租、所得税局が行うのであるが、社会保険基金のコントロールは社会保険局の機能に属する。

一九四九年三月廿一日に終る一年間の現金給付の總支出は三、四、四五五、七五八ポンドで人口一人あたり一八ポンド・ニシリング・三ペンズとなり、保健給付は七、八七五、四四八ポンドで人口一人当たり四ポンド・五シリング・二ペンズとなつてゐる。

賦出額によつて給付が決定されるという意味からするとニュージールランド制度は賦出制でない。通常ニュージールランドに居住するすべての人は、なんらか特定の給付要求に際して資格さえあれば税の支拂に關係なくこの制度の給付を受ける権利を有するのである。従つてこの国の社会保険制度は、社会のあらゆる層の人々に対して現金給付については主としてミーンズ・テ

II

ストにより、保健給付は無制限に與えられる包括的制度であるといえるであろう。

その他の社会給付

ニュージールランドの社会保障制度の全面的な理解のためには、この制度内に包含されていない社会の層生に影響を及ぼす社会給付とみなしうる制度に論及しておく必要がある。

(一) 労働者補償

雇用中の傷害に基く労働能力の喪失や死亡（突坑夫が職業病として規定された疾病による場合を除く）の場合における補償給付は国家火災・事故保険局（*The State Fire and Acci- dent Insurance Office*）によつて管理されている。この補償は一九二二年の労働者補償法（*The Workers Compensation Act, 1922*）に基いて行われるのであるが、改組法と共に関聯した重要点について説明を加えておこう。

この法律は被用者がその雇用中に受けた傷害に対しての強制保険を規定したものである。これはサーヴィス契約或は定期契約をしている労働者をカバーするものであつて、ニュージールランド船舶の船員やニュージールランド航空機の搭乗員をも含む。そしてその仕事の内容は手工労働であらうと書記的事務であらうとその他のことを問わない。雇主は多少の例外はあるが、一定率の保険料を支拂わねばならない。但しこの率は企業危険度によつて差異がある。

全部乃至部分的一時障害については、被用者は喪失賃額の七五%を受給する。但し週六ポンドを最高としている。全部一時障害の場合においては最低支拂は週二ポンドに固定されている。一般に雇主が永久・全初的である場合における現金給付は喪失賃額の七五%或は週二磅のいづ

れが大なる方を受領できることになつてゐる。最高支拂額は週六ポンドであつて、週支拂の合計が一七五〇ポンドを越えることはできない。いづれの場合においても能力喪失の期間は三日以上でなければならぬ。医療費手当は一ポンドという各自的な金額に規定されてゐる。

全却・永久癱疾に対する現金給付は、所得の七五%又は三ニポンドのいづれが大なる方を基礎として算定される。その場合週六ポンドを超過することは認められない。週支拂額の合計限度は一七五〇ポンドである。癱疾が永久のものであるが却分的である場合、身体傷害が全却能力喪失に対する比率によつて永久・全却癱疾に支払われる金額に對しそれだけの割合で現金給付が支給される。

雇用中の傷害によつて死亡したる場合、その死亡者に全く依存して生活してゐる被扶養者に対する支給額は、週収入の二五〇倍又は七五〇倍のいづれが多い方であるが、一七五〇ポンドの最高額を越えることをえない。死亡前においてその労働者が受けた支拂額は、このような支拂額の合計に被扶養者で支拂われる一時金をおえたものが二〇〇〇ポンドを超過しない限り、考慮に入れられない。却分的な扶養を受けたい者については、一時金は喪失額に對し合理的な比例的な金額となる。補償支拂の外に、合理的な医療費ならびに葬式費が支給されるが、これは五〇ポンドを越えることをえない。

傷害を受けた労働者には整形器具が支給され三年以内はその修理もして貰える。また彼等に対する私宗補導も行われる。被傷害労働者の輸送とその費用は雇主の責任である。また被傷害者が居住地以外の場所で治療を必要とする場合、輸送と宿泊に對して二五倍までが認められて

いる。

労働者が永久・全却癱疾乃至は永久・部分的癱疾による補償の受領或は失の死亡による寡婦の一時補償の受領は、それ自体社会保障給付の支払を妨げるものではない。

労働者補償保険は実際には国家の柱石であつて、国家火災・事故保険司が管理しているのであつて、そこには政府事故保険金計 (*The Government Accident Insurance Account*) 内に個々の雇主債務保険金計 (*Employers' Liability Insurance Account*) が設定されている。労働者補償法に基いて拂い込まれた保険料その他はこの特別金計に払い込まれてこの制度をまかなう資金となる。雇主は過去十二ヶ月間における支拂賃銀と次の十二ヶ月間において支拂われる賃銀推計を報告する義務がある。その報告書に基いて雇主の保険料が算定され、そして算定の日以後一ヶ月以内に支拂わねばならない。この会計の資金を以て要求債務を支払えない場合には整理基金 (一般税基金) 或はその他大蔵大臣が指定する基金から立替が行われる。

(二) 社会保健の維持

社会の健康維持増進の目的をもつた一般公共保健サービスによつて、極めて広範囲の事故がカバーされる。即ちこれには乳幼児、妊産婦の厚生、肉体的學生とレクリエーション、社会衛生等が含まれている。しかしこれらのサービスのニユージランド社会保障制度としてしられている制度外のものに属する。

(三) 精神的缺陷者の制度的治療

公営精神病院における維持と治療のコストは社会保障基金の負担ではなくて一般税収入によつてまかなわれる。しかし、公認の私立精神病院は社会保障基金から総負担額の一部を請求することができるのであつて、患者の負担はこの額に相当するだけ軽減されることとなるであろう。

第三章 保護の範囲

ニュージーランドにおいては、出産についてはなんら現金給付が支給されないのであるが、全居住人口は入院治療と産科手当を無料にまうける権利をもつてゐる。また児童にはミーンズ・テストを行わないで定期的な現金給付が支給される。遺族についてはミーンズ・テストによつて追加給付が與えられる。

全人口は、ミーンズ・テストによつて疾病或は失業、仕事に対する永久的無能力或は完全なる盲目、ならびに六〇才に達した場合に現金給付を受けける権利をもつてゐる。ミーンズ・テストを行わない養老給付は六五才に達した居住人口に支給される。婦人は夫の死亡、逃亡或は精神異常に際して現金給付を受けける資格をもつてゐる。

無料の薬剤給付、医療ならびに入院治療はすべての住民に與えられると共に補足的保健給付も條件付きではあるが與えられる。

疾病夫としてニュージーランドで養育する障害者或はその他の取養病或は心臓病に罹つて、これ

によつて永久に仕事的能力を喪失した場合には、病夫は現金給付を受領する資格をもつこととなる。緊急現金給付は、病人がなんらかの理由で特定の社会保障給付を受ける資格をえられないような困窮状態に際して與えられるのである。

I. 保護を受ける人々の範圍

A. 出 産

特別に出産に対して現金給付は支給されない。Cの(3)を参照のこと。

B. 子 女 扶 養

すべての子女に対して十六才に達する月末まではミーンズ・テストなしに定期預現金給付が支給される。

孤児に対してはミーンズ・テストによつて追加給付が支給される。しかしこの場合において年六五ポンド以上の所得又は社会保障委員会の決定する一定額以上の資産を有する場合には追加孤児手当は支給されない。

C. 医療を必要とする條件

(1) 原因のいかんによらない疾病状態

(a) 疾 病

全人口はミーンズ・テストによらず医療給付を受ける。

(b) 癡 疾

適用範囲は前項と同様

(2) 雇用傷害に基く疾病条件

前章の「労働者補償」参照

(3) 出 産

無料で入院と産科医療が年令に制限なくすべての居住人口に喚えられる。

D. 社会保健の維持

前章参照

E. 労働能力の喪失

(1) 原因のいかんによらない労働能力喪失

(a) 疾 病

十六才以上の有業人口。その所得が週三ポンド一ロシルリング以上の者は除外される。そして賃銀或はその他の収入の喪失金額以上の給付は支給されない。有業既婚婦人は、その夫が扶養しえない場合を除いて、給付を受ける資格はない。

(b) 癒 疾

ニユージークランドに居住し、六〇才へ年令給付の資格を得る年令に達しない一六才以上の者全部。年一八ポンド以上の所得のある者ならびに容易に現金化可能の財産を一人〇〇ポンド以上を保有する者はこの給付から除外される。

(2) 雇用傷害に基く労働能力喪失

前章の「労働者補償」参照

炭坑夫

坑夫の場合には、肺病又はその他の取業病又は心臓病のために永久癱疾となつた者に特別の社会保険現金給付が支給される。この給付にはミーンズ・テストはない。

F. 失業

十六才以上の者で年金給付を受ける資格を有しない居住人口。週二ポンド一ロシルリングの収入又は週三ポンド一ロシルリング以上の収入以外の所得のある者はこの給付から除外される。容易に現金化しうる資産は社会保険委員会の判断の下に考慮に入れることができる。

既婚婦人は、夫が扶養しうる限り、この給付の資格をもたない。

G. 老令

(7) 年金給付

六十才以上の者でその所得ならびに容易に換金しうる資産が規定の限度を超えない居住者。所得が年一八ニポンド以上或は資産が一八〇〇ポンド以上の者はこの給付から除外される。

(2) 養老給付

資産或は所得の喪失に関係なく六五才以上のすべての者。

H. 埋葬

坑夫の社会保険給付を受給している者が死亡した場合には、申込次第寡婦或は遺産管理人に埋葬手当を支給することができる。

I 縁ぎ手の死亡

(1) 原因のいかんによらない死亡

寡婦はミーンズ・テストを受ける。扶養子女のある場合の所得の限度は年二八六ポンドである。扶養児童のない場合の六〇ポンドまでの所得限度は年一〇八ポンドである。六〇ポンド以上の寡婦は年令改給者として同様の所得、資産限度がある（付参照）。孤児はミーンズ・テストによつて給付をうける。

(2) 雇用傷害による死亡

適用範囲はE(2)と同様。

坑夫社会保障給付を受ける坑夫の寡婦はミーンズ・テストなしに寡婦給付を受領する。

J その他の事故

(1) 夫による遺棄或は夫の精神的疾患

僅かな資産所有の居住人口。妻は寡婦としての取扱をうける。その適用範囲は(I)と同様である。

(2) 緊急

僅かな資産を有する居住人口。社会保障委員会の判断に基いて困窮の場合になんらかの特定の給付受給資格をもたない者に支給される。

II 適用を受けける事故

A 出 産

社会保険制度の下に現金給付は受給されない。(2) 参照。

B 子 女 扶 養

家族給付(子女手当)は、申込者の家族の一員として扶養される十六才以下の子女について支給される。社会保険委員はその判断に基いて、十六才に達した子女について、もしなんらかの肉体上或は精神上の缺陷のために生計を樹てることかできないような完全痲疾となつた場合は家族給付を支給乃至継続することかできる。この給付はまた委員会によつて十八才に達するまで子女のそれ以上の教育援助のためその年々まで支給或は継続せしめることかできる。

この給付は、子女がニュージーランドで生れた者でない限り或は一年以上ニュージーランドに永住の目的で居住している者でない限り、支給されない。子女の母が子女の出生の時にニュージーランドから一時的に不在であつた場合、この子女は資格を有する者とみなされる。

孤児給付として知られている給付はミーンズ・テストによるが、次の場合に支給される。即ちニュージーランドで生れた孤児であつて両親が死亡し、その最後に死んだ親がニュージーランドに死亡前三年居住し、しかも子女が國家機關で扶養されていない場合である。継子或は養子の両親ならばに継親或は養親の両者が死亡した場合には孤児給付を支給することかできる。

C 医 療 を 必 要 と す る 條 件

(1) 原因のいかんによらない疾病

通常開業医師によつて一般診療として與えられる医療や處方される薬剤はすべての居住人

口は支給される。

公立病院における入院患者、外來患者の病院治療ならびに国立の精神病院における治療は無料で行われる。そして私立病院や私立機関においては一部の経費が國家によつてまかなわれる。

(2) 現在の産科サーヴィスは当分の間十六才以下の学校児童に限られている。
出 産

産前の医師のサーヴィス、分娩における看護、産褥中の手当ならびに産褥期間終了後における一週間の産後の診察は、ニュージーランドでの出産に際しニュージーランド居住民に無料で行われる。更に、公立病院における出産日ならびにそれ以後十四日までの期間に対する産科病院サーヴィス又は病院サーヴィスの代りに分娩の日ならびにそれ以後の十四日間の産婦による産婦自宅における看護が行われる。公認私立産科病院においては同期間について経費の一部は國家によつてまかなわれる。

D 社会保健の維持

療養費。

E 労働能力喪失

(1) 原因のいかんを問わない労働能力喪失

(a) 疾病

疾病或は事故のために俸給、賃銀或はその他の所得を喪失して、労働の能力を一時的に

喪失した場合。最初の七日間については給付は支払われない。しかし社会保障委員会がその判断に基いてこの待機期間の一部又は全部を中止すると決定した場合はこの限りではない。雇用傷害に基く劳动能力喪失は除外されないが、しかし被用者は労働者補償法（前章参照）の下に補償を要求することが必要である、そして疾病に対する彼等の資格は所得の基礎の下に決定される。

(6) 癱疾

全盲者又は事故、疾病又はなんらかの先天的缺陷のために永久に劳动能力を喪失して癱疾者とみなされる者。

癱疾者給付に対する資格は、医学的根拠にもとづいて、名目的な性質以上の仕事すなわち申請者が慣熟しているタイプの仕事ばかりでなく合理的に引受る事が出来ると予想される採な其他の仕事おも遂行する能力を永久に喪失してゐると決定された場合には、開始される。病気の状態に対し癱疾基準が適用される以後に於ては期間上の限度は定められていない。

癱疾が雇用傷害に基く場合は、除外されないが癱疾者給付に対する個人所得を算定する時には受領せる補償或は損害はふくまれる。

(2) 雇用傷害に基く劳动能力喪失

前章の「労働者補償」参照。

癱疾者

坑夫として従事している際、矽肺或は其他の取業病或は心臓病に罹つた場合として矽肺の結果として永久にかつ重大な労働の能力を喪失した場合或はその他の取業病ないし心臓病に罹つて永久にかつ全般的に労働能力を喪失した場合、炭坑夫は坑夫の社会保障給付を受けける資格を有する。

坑夫は一九二二年の労働者補償法に於ける補償と坑夫給付とを同じ疾病に關して受ける事を出来ない。

F 失業

失業給付は、失業者が適切な仕事を遂行する能力と意思を有し適切な雇用を獲得する爲に合理的な手段を講じた場合誰れでも支給される。

失業給付は失業の最初の七日間に就ては支給されない。但し社会保障委員会が其の判断に基いてかつ特殊の事情を考慮して特機期間の全部又は一部について支給すべき事を決定した場合に此の限りでない。

社会保障委員会は其の判断に基いて其の適否と考ふる期間の向——但し六週間以内——失業給付の開始を延期する事が出来る。又次のような場合のいずれかに於ては此の給付を打ち切る事が出来る。すなわち

- (イ) 正当にして充分な理由なくして、自発的に失業した場合。
- (ロ) 労働者としての非行爲のために雇用を失つた場合。
- (ハ) 正当にして充分な理由なくして適切な雇用の提供を拒否し或は引受出来なかつた場合。

(6) 季節的労働者の場合には於て其の季節の収入が、一時的失業にも拘わらず自己並びに家族の扶養に対して充分である場合。

「適切な雇用」の用語は厳密に定義されていながし其の性質、状況、報酬率並びに場所に就て委員会が適切であるとみなす雇用と考えられてゐる。

G. 老令

(7) 年令給付

六〇才に達した者についてはそれ以後に於てミーンズ・テストによつて給付が支給される。養老給付

六五才に達した者はすべてそれ以降、資産或は収入ないし所得の喪失に關係なく給付が支給される。

H. 埋葬

遺夫給付を受けている際に死亡した場合は、社会保障委員会が埋葬の合理的経費として決定する金額が請求次第寡婦或は遺孀費を負擔した者に支拂われる。これは、埋葬手当の支拂についての一九三八年社会保障法に於ける唯一の規定である。

I. 象ぎ手の死亡

(7) 原因のいかんによらない死亡

僅かな資産の婦人は夫の死亡した場合一定の條件に従つて(四章二節以参照)給付を受ける資格を有する

寡婦が扶養子女を有する場合には「母手当」としてしられている追加手当が支給される。
 (注意) 子女はすでに家族給付によつて別個にカヴァーされる。
 両親を失つた子女についてはミーンズ・テストに依つて家族給付のかわりに孤児手当を支給する事が出来る。

(2) 雇用傷害による死亡

労働者補償法によつてカヴァーされる。前章参照。

家族夫

家族夫が社会保険給付を受けてる際死亡した場合、寡婦はミーンズ・テストに依らないで寡婦期間中給付を受ける資格を有する。

(1) 夫に依る遺棄又は夫の精神病

夫によつて遺棄されたり妻が一九一〇年の困窮者法の下に扶養命令に対する手続を取つた場合又は夫が精神病患者である妻は「(1)」に於ける寡婦に就いて規定された給付に対する資格を持つ事が出来る。

(2) 緊急

年令、肉体的ないし精神的障害、家庭の事情其の他の理由によつて困難に陥り自己並びに扶養者について充分な生計を立てる事が出来ず、そしてなんらか其他の理窟給付を受ける資格を持ち得ない者には緊急給付を支給する事ができる。

第一節 給付支給の一般原則

給付支給の支配的原則について要約してみよう。

(7) 子女扶養

ニュージーランドにおいては、現金家族給付はミーンズ・テストなしに支給されるのであって、継子・養子を含むすべての子について支給される。この給付は一六才に達した月末で停止されるのであるが、肉体的乃至精神的缺陷のため全く無能力であるため生活の糧を取得することのできない場合は、継続して給付が支給される。また子女のより以上の教育を援助するため一八才に達する年末まで給付の支給継続も行われる。家族給付を要求する場合、その子供はニュージーランド生れであるか或はニュージーランドに永住の目的で一一年以上経過居住しているか或はニュージーランド外で出生の場合母の外国滞在が一時的でなければならぬ。給付率は子女一人について週一のシルリングである。

孤児給付は家族給付の代りに支給されるものであって、ニュージーランド生れの孤児或は最後に残った両親のいづれか一方が死亡以前に三年以上ニュージーランドに居住し居る者でなければならぬ。孤児給付率は社会保障委員会によつて決定されるが、年六五ポンドを超過してはならないのであつて、孤児の取得したなんらかの所得は差引きされる。実際の給付率については、社会保障委員会が孤児の所得・資産や個々の状態を考慮して決定する。給付は孤児が一六才に達した

月不で停止されるが、教育上の目的のため一八才に達する年未までは支給を継続することができ、

(二) 医療を必要とする状態

保健給付は経済的身分、職業或はその他の制限的資格に關係なく全居住人口を包括的に対象として支給されるのであつて、受給者の支拂う税或は賦出額に關係なく権利として利用するのである。一九三八年の社会保険法はすべての居住者に無料で利用しうる包括的な国民保健サーヴィスを目標としたのであるが、この目的は未だ完全に實現されるに至つていない。多くのサーヴィスは無料であり、あるものは部分的に無料であるが、尚一定の専門家のサーヴィスを本来のプログラムの領域内に導入されねばならないのである。

一般保健給付は医療を必要とするすべての場合をカバーしている。保健給付支給期間についてはなんらの制限も設けられていない。現金給付は全然支給されないものであるが、このサーヴィスを提供する者は社会保険基金から支拂を受ける。

医師へ専門医も含むによるサーヴィスに関しては、診察毎に或は週日における患者の往診一回に対しセシルリング六ペンスの手教料が支拂われ、通常の時間外のサーヴィスについてはより高い手教料一ニシルリング六ペンスが支拂われる。

公立病院と公認私立病院では患者一人一日につき九シルリングの率で支給される。公立病院においては、患者の治療に対する要求に対し金額支給されるが、公認私立病院その他の機関においては、その支給金額は病院長の絶賛担願から控除される。公立病院における外来患者の治療

もまた無料で行われる。

試験所の診断サーヴィスは無料であるが、X光線による診断サーヴィスは一部無料である。このように手教科料の金額は必要とする診断の種類によつて異なる。

マツサージについては一回毎に三シルリング六ペンス、自宅で行う治療については三シルリング六ペンスの手教科料が社会保険基金から支払われるのであるが、その場合マツサージ師はこのような特定契約を結ばねばならない。但し自宅以外の場合には手教科料は七シルリングである。

公認の薬剤や医薬や医師の処方したる器具についてのコストは社会保険基金からまかなわれる。一定の視力喪失については国家の負担で接触レンズが供給される。一定の聴力補助器を国家の負担で供給され、またその他の認められた補助については補助金が支出される。義足に対しては製造コストの八〇％は社会保険基金が負担し、残額は患者が負担するか或は一定の條件の下において地方病院委員会が負担する。

一六才までの子女については無料の歯科治療が與えられる。歯科医が更に一層利用しうるようになると共に、毎半年令群を拡大して一九才までの児童をすべて包含することが望ましい。

産前産後の医学的助言と治療を含んだ出産に關聯して医療サーヴィスのコストと公立産科病院における維持コストと公認私設産科病院の維持コストの一部は、社会保険基金によつてまかなわれる。この事故に關しては現金給付は支給されない。医師に支払われる基本手教科料は、少くとも出産前五回の看護を含んで全サーヴィスについて六ポンド六シルリングである。一回の出産について産科病院に支払われる給付は一五日を越えない期間について一月一ポンドとなつてゐる。

産婆が家庭でサーヴィスを行う場合には、支払われる手数料は、医師と関係なく、之で仕事をす
る産婆の場合には一日ニポンドであつて、助産婦の資格で仕事をする産婆は一ポンドである。出産
に続く産褥期間中のサーヴィスについては、手数料は、通勤の産婆は出産日に続く十四日間一日に
ついてセシルリング六ペンス、また住込みの産婆は一日について一ハシルリングとなつてゐる。
巡回看護婦の實際の経費もまた「基金」から支拂われる。

(3) 労働能力の喪失

疾病又は事故による一時的無能力の期間については、ニユージーランドに十二ヶ月以上継続し
て居住し、かかる能力喪失のためは俸給、賃銀或はその他の所得の損失を蒙つた十六才以上のす
べての人に現金で疾病給付が支給される。既婚婦人が被用者である場合の支拂は、その夫が彼女
を扶養しえない場合に行われる。

給付の基本率は扶養家族なきニのオ以下の者には週三〇シルリング、その他のすべての者には
週五〇シルリングであつて、かかる能力喪失状態が続く限り或はなんらか他の給付を受ける資格
を有するに至るまでは、この給付は継続支給される。申請者の妻については五〇シルリングの基
本率で支給される。

家庭をもつてゐるが妻についての給付を受けていない申請者は、彼の家庭の面倒をみてゐる者
については妻は支払われる率以上の給付を受けることはできない。資産上の條件は存しないが、
週ニ〇シルリングを超えた總所得の一シルリング單位（端数切捨）について一シルリング給付が
減額される。

俸給、賃銀或はその他の所得について現実に損失を蒙つた額以上の給付は支拂われない。またこのような能力喪失の最初の七日間についてはこの期間の全部又は一部に対する支払を証明する特殊事情がない限り、給付は支給されない。

疾病給付は、疾病、事故、先天的缺陷或は完全盲目等のいかににかかわらず、作業能力を永久に喪失した場合に、十六才以上の年令給付支給資格のない人々に支給される。このような能力喪失は、自分で加えたる或は自己誘導的なものであつてはならない。申請者は申請直前に十年以上ニュージールランドに居住している者であることが必要である。もつとも一定期間の海外在住については考慮が加えられる。瘵疾はニュージールランドで生じたものでなければならぬことは一級原則であるが、しかしこの資格を満たさない人々をカヴァーする居住上の規定がある。申請者は善良な道徳的性格と品行方正なものでなければならぬ。

二〇才以下の單身者の基本給付率は年一〇四ポンド、扶養子女を有する鰥夫は年一三〇ポンド、既婚男子は一三〇ポンド、彼の妻については同額の一三〇ポンド、その他の者については一三〇ポンドとなつてゐる。扶養子女を有する鰥夫は年七八ポンドの所得控除を、その他の場合の控除は年五三ポンドである。既婚婦人は自身の権利として給付を申請することができ、その場合の給付率は年一三〇ポンドである。彼女と夫のその他の認められる所得は看護婦或は家庭補助が必ず要とされる場合を除き——その場合認められる総所得は給付を含めて週八ポンドを超えてはならない——年一八三ポンドである。給付は、被課税資産五〇〇ポンドを超え、一〇ポンド毎に一ポンド減額される。既婚者の申請者の被課税資産の価値は夫々妻の合計資産の中分に等しい。給付

は両者の資産とそれからの所得とによつて救済されない。

喪失夫として従事している場合に、肺に罹りそのために永久に労働能力を喪失した場合に、喪失夫給付を支給される。喪失病は心臓病と関聯するその他の取棄病のために、喪失夫が永久的に全般的に労働能力を喪失した者は、喪失夫給付を受ける資格をもつこととなる。その場合、喪失夫はニュージランドに継続して申請直前に五年以上居住し、ニュージランドで喪失夫として合計火くとも二年半従事したものであることが必要である。彼は善良な性格と眞面目な性質のものであり、かつ前犯の五年間に妻や児童を遺棄したり又は故意に扶養しなかつたような者ではあつてはならない。喪失夫給付にはミーンズ・テストはないが、申請者又は受益者は無能力の程度を決定するために医学的検査を受けねばならない。

喪失夫給付率は年一三〇ポンドで、喪失状態が続く限り給付支拂は続けられる。給付は妻がある場合には一三〇ポンド増給される。

雇用中の傷害に基づく労働の能力喪失に関しては第二章の「労働者補償」を参照のこと。

失 業

一六才以上の若でニュージランドに十二ヶ月以上居住しながら年金給付を受ける資格のない者が、もし失業した場合適切な仕事の能力とこれに従事する意志を持つて適切な雇用を獲得するために合理的な手段をとつていないならば、失業給付を受けることができる。既婚婦人は、その夫が彼女を扶養することができない場合にのみ失業給付を受ける資格がある。

給付の基本率は二〇才以下の單身者には週三〇シリング、その他すべての者には週五〇シリング

リングである。この率は申請者の妻については五〇シリング増加される。申請者が家庭を持つて妻についての給付を受けていない場合には、家庭の面倒をみている者について妻に対する金額を越えない給付を受給することが出来る。社会保障委員会は、申請者又は彼の妻がなんらかの所得をえているか又はなんらかの資産の所得者である場合には失業給付を削減する権限を與えられてゐる。

給付は失業期間の最初の七日間については——委員会が別に支給を決定しない限り——支払われない。

申請者又は受給者が善良にして充分な理由なくして自らの意思で失業し或は勤労者としてなんらかの不行跡の理由で雇用を失つた場合、善良にして充分な理由なくして適切な雇用の提供に對しこれを拒否乃至引受けかねた場合、或は季節労働者の場合においてその季節の収入が一時的な失業にもかかわらず、自己ならびに家族の扶養に充分である場合、以上の如き場合において社会保障委員会は自己の判断で、六週間を越えない期間の間給付の開始を延期し或は場合によつては給付を中止することが出来る。しからざる場合には給付は、受給者が給付支給の一般條件を満す限り支拂われる。

(5) 老 令

年令に関する給付は六〇才に達した者で、一九三八年三月十五日現在ニュージーランドに居住してゐた者は、申請直前において一〇年以上ニュージーランドに継続して居住してゐるか或は一九三八年三月十五日現在においてニュージーランドに居住してゐない場合は申請期日直前に二〇

年以上ニユージランドに継続して居住してゐたすべての人々に支給される。一定の不在期間については考慮が加えられる。

申請者が善良な道徳的性情と眞面目な性懐の者でない場合、妻を遺棄した者、故意に妻に対して充分な扶養を與えなかつた者、或は故意に子女を扶養しなかつた場合等においては給付は拒否される。既婚婦人が夫或は子女を遺棄した場合にも給付を拒否される。

給付の基本率は年一三〇ポンドであつて、申請者が既婚男子である場合妻については年一三〇ポンド増額される。申請者が單身者であるか或は寡婦、別居或は離婚した場合には、基本率は年五二ポンドを超える所得の一ポンド毎に（端数切捨）年一ポンド削減される。夫婦の両者が給付を受ける資格を有する場合において基本率は年五二ポンドを超過する彼等の合計所得の一ポンド毎に一〇シリング減額される。しかし、一方のみが資格を有する場合、その減額は彼等の總所得が年一八三ポンド——家族給付は除き夫或は妻に支拂われるその他の現金給付を含めて——を超過する一ポンドについて一ポンドの率となる。

年金給付は、痼疾給付の場合における如く、課税資産を所有する場合には減額される。減額は所得と資産の兩者について行われるのではないが、給付はいづれが大なる減額が行われる分だけ減額される。

すべての住民は六五才で退取手当受給の資格ができるのであつて、それ以後においてはミーンズ・テストは行われぬ。居住に関する規定は年金給付も同じである。退取手当についての決定の率より大でない率の年金給付を受ける者は、申込次第、年金給付にかえて退取手当の支給を受

けることができる。しかしこの両給付を受けることはできない。

給付率は一三〇ポンドの取高に達するまでは、年二ポンド一〇シルリング宛増加される。一九五〇年三月三十一日に終る年度についての給付は三ニポンド一〇シルリングである。

(6) 埋葬

ニュージーランドにおいて埋葬費の支拂についての社会保険制度における唯一の規定は給付受領中に死亡する遺夫受給者に対するものである。この支拂の申請は死亡期日の十二ヶ月以内に行われねばならない。

支拂金額は委員会の判断に委ねられるのであつて、寡婦或は受託者或は埋葬費を負担する者に支給される。

(7) 縁ぎ手の死七

一人乃至一人以上の子女を有する寡婦はすべて給付を受ける資格をもっている。その他の寡婦は、おまね次のいづれかの條件を有する場合資格を有する、即ち彼等が一人乃至一人以上の子女をもち、そして結婚が一定の持続期間をもっているか或は結婚の持続期間に彼等が少くとも一人の子女を養育した期間が十五年以上である場合。子女をもたなかつた寡婦は、その年令と結婚持続期間について一定の條件を満たさねばならない。十六才以下の一人乃至一人以上の子女の母である寡婦の場合を除いて、夫婦とも夫の死亡直前においてニュージーランドに三年以上居住したものでなければならぬ。寡婦は善良な道徳的性格と眞面目な性質のものであることを必要とする。寡婦給付は再婚によつて停止される或は子供について支拂われているならば、彼等が子供をなく

なつた時——寡婦がその他の根據に基いて資格を有する場合でない限り——停止される。

給付の基本率は年一三〇ポンドであるが、扶養子女がある場合には社会保険委員会は女性手当によつて年七八ポンドまで給付率を増加せしめる权限をもつてゐる。一般に遺産上の制限はない。給付の範囲は年七八ポンドを超える所得について行われる。しかし、扶養子女をもたない六〇才以上の寡婦については、年金給付に対する所得と資産の條件が適用される。

両親を亡くした孤児の場合における孤児給付の支払については既に「子女扶養」の項で叙述した通りである。

雇用傷害による死亡に関しては、第二章の「労働者補償」参照のこと。

坑夫社会保険給付を受給中死亡せる坑夫の寡婦は、寡婦である期間中ミーンズ・テストによらないで年一〇四ポンドの給付を受ける資格をもつてゐる。

(6) その他の事故

遺棄された妻は遺棄期間中寡婦としての給付の資格を取得できる。その場合寡婦給付の請が権は通常附随する諸条件と同様に扶養について遺棄した夫の行爲に關する一定の條件を滿さねばならない。一九一一年の精神病患者法によつて收容命令を受けてゐる精神病患者の妻は、收容されまいと否とに關係なく、寡婦としての取扱の下に給付を受けることができる。いづれの場合においても、給付率は寡婦と同率である。即ち年一三〇ポンドに、扶養子女がある場合の年七八ポンドまでの母性手当を加へたものである。扶養子女は家族給付によつて扶養される。

緊急給付は、財政的援助を必要とする状態にありながら社会保険法の下におけるいかなる給付

をも得る資格のない困窮者に支給される。緊急給付の支給は全く委員会の判断に任されている。そしてこれを支給することが可能である状態の場合は、委員会は、委員会の鬼解において支給される緊急給付と類似的な社会保摩法のなんらかの他の給付を受けける資格を有する場合において支給をうけるような金額にできるだけ等しいような給付額を決定する。それぞれの緊急給付に關する詳細なる規程については別項に述べる。

第二節 給付の細論

I 出 産

ニユージージーランドではこの給付については現金支給は行われぬ。(III参照のこと)

II 児童扶養

(1) 一般給付

(A) 資格條件

家族給付は、十六才以下の子女が申請者の家族の一員として扶養され、かつ次の條件を満たすすべての子女に（継子及び養子を含む）支給される。

(a) ニユージージーランドで出生し或は

(b) 母が一時的にのみニユージージーランドから不在であつたこと、或は

(c) 子女が一年以上ニユージージーランドに永住的に居住していること

十六才以上の子女についても、もしこの子女がある程度の肉体的、精神的成熟のためには

計を立てえないような急遽な状態にある場合には、社会保障委員会の判断で家族給付を支給することができる。

(四) 申請と給付の支拂

家族給付の申込は、法律上の申告を要しない所定のフォームに記載して申込者が居住するもよりの地区の社会保障者の事務所に出せばならない。申込は両親のいづれでも署名しない。社会保障委員会から派遣された代表者の監督の下に、社会保障書記官は出生その他必要事項の照合を行った後、給付支給の許可、不許可を決定する。

支拂は一般に給付を支給される子女の母にのみ行われるのであるが、特殊の事情の下においては父或はその他の他の者が子女のために支拂を受けることがある。

家族給付はすべての社会保障書記官、地区代理機関ならびに郵便局で月割で社会保障基金から支拂われる。この月割支拂分は、支拂期日から一月以内に請求しなかつた場合は——正當にして充分な理由が存することを委員会が承認しない限り——没収される。給付の支拂はもし社会保障委員会がなんらかの理由で好都合とみなす場合は、地区代理機関に対して行うことができる。家族給付はもし希望するならば母の有する郵便局貯蓄勘定に或は所得税監督官に直接支拂うこともできる。

(イ) 給付率と期間

家族給付はカヴァーされればそれの子女についてミーンズ・テストなしに年二十六ポンドの率で支拂われる。給付の支拂は、子女が十六才に達する月末まで継続して行われる。子女

のより、以上の教育を援助するため、社会保険委員会は子女が十八才になる年々まで給付を延長することができ、このような延長継続の要求をするためには学校の証明書が必要である。更に、子女が肉体的、精神的缺陷のために全部癱瘓状態となり生計を樹てることができない場合、社会保険委員会は十六才を超えても給付を継続支給することができ、

給付は規定の年令限度内において定期的な期限延期の更新を行つて継続支給される。

(二) 給付の審査 停止或は打ち切り

公共機関の収容者となつてゐる子女については給付は支給されない。ニュージールランドに永住しないことになつた場合その子女の給付は打ち切られる。子女の扶養或は教育のために給付が支給されている場合、委員会がその給付がもつぱら子女の扶養、教育に使用されてい、ないと判断したときは給付を打ち切ることができ、

(2) 孤 児

孤児給付は家族給付の代りに支給される。

(4) 資 格 條 件

孤児給付はミーンズ・テストによつて次の如き両親が死亡した十六才以下の子女について支給される。即ち (a) ニュージールランドで生れた者であり、(b) 両親の内最後に残つた者が死亡前にニュージールランドに三年以上居住してゐたこと、(c) その子女が国家機関において扶養されてゐないこと、

(5) 申請と給付の支拂

給付の申請は孤児の面倒をみてゐる者が提出する。申請は規定のフォームで記載してもよりの社会保障省の地区事務所に提出せねばならない。社会保障書記官は個々のケースの事情を考慮した後に請状を許可或は拒否する。給付の支拂は、毎月社会保障基金から養親又は当分の間孤児の世話と監督をしてゐる者に、社会保障書記官事務所、地区代理機関又は郵便局で支拂われる。支拂期日から一月以内に受領しない給付の月額は、委員会がその受領しない理由が正当にして充分なものであることを認めない限り没収される。

(ハ) 給付率と期間

孤児の最高給付は年六五ポンドであつて、これは孤児が或は孤児のために受領する所得一ポンド毎に一ポンド控除される。現実の給付率は、委員会が孤児の所得、資産ならびにその他の特殊事情を考慮して決定する。いづれにしても孤児の所得のために給付が年二六ポンド以下に減額された場合、孤児給付の代りに家族給付の申請を行うことができる。給付の支拂は、孤児が十六才に達する月の末まで継続し、孤児のより以上の教育を援助するに、孤児が十八才に達する学年末まで継続支給することができる。給付は毎年孤児の経済状態に基いて審査される。

(ニ) 給付の審査、停止或は打ち切り

孤児がニュージールランドを離れると給付は打ち切られるのであつて、ニュージールランド外では給付は支給されない。給付が児童の扶養或は教育のために使用されないので他の目的に使用されるとそれは委員会の決定に基いて停止乃至は打ち切られることがある。

III 医療を必要とする状態

(7) 支給治療の内容と範囲

保健給付には一般用業医の治療、専門家の治療、出産サーヴィス、病院治療、歯科治療、薬剤その他の必要物、診断サーヴィス、マツサージ治療その他のサーヴィスへ地区看護や家庭補助も含まれる。

(a) 一般用業医治療

一般用業医の行う治療の内容及び範囲は社会保険法に基いてなんらかの保健給付受給の資格を有する人々に與えられる用業医のあらゆる本来的な、必要なサーヴィスを意味するのであるが、専門家のサーヴィス、その他の用業医の治療と関連する麻酔剤関係のサーヴィスや出産給付と関連して行われる医療サーヴィス或はその他の公衆衛生立法の下に行われる医療サーヴィスは除外される。

(b) 専門家の治療

専門家のサーヴィスは別個の規定によつて医療給付制度に織込まれているのであつて、この規定によつてこのようなサーヴィスを行う度毎に一定額が拂戻されるのである。専門家のサーヴィスは医学上のサーヴィスであるが、これは一つの特殊の技術であつて一般用業医に期待することゝ困難なような程度或は種類の特殊技術と経験を必要とするものである。

(c) 出産サーヴィス

出産給付に関連して一般用業医によつて與えられる医療サーヴィスは、必要な産前産後の

助言と處置を行うものである。特殊のサーブイスもまた必要な場合行われるのであるがこれには麻酔剤関係などのサーブイスも含まれている。正式に認められた産科の専門家の姓名は一般に周知せしめるために公告されているが、彼等は患者に追加手数料を課することが許されている。

出産に関する病院サーブイスは、公立病院の産科病室や國立産科病院においては無料の処置が、公認の私立産科病院においては殆んど無料に近い費用で処置が行われる。出産給付の主体である病院治療期間は制限されている。その期間の前後のなんらかの病院治療は出産給付の主体ではないが病院給付の主体となりうる。

産婆が出産給付に關聯するサーブイスを行うために契約した家庭における全時間サーブイス又は部分時間サーブイスについてもまた支給される。

特殊規定によつて緊急の場合には資格を有す産婆又は親契約の公認病院においても出産サーブイスの給付が行われる。

(d) 病院治療

公立病院における病院治療は患者になんらの負担をも課さずして行われる。公認の私立病院又は機関においては社会保険基金からの支拂は総負担額の軽減に充たされる。このような病院治療はあらゆる内科・外科的治療や看護や病院で入院患者にあたえられる附添を意味するのであつて、かつ病院における患者の扶養を念んでおり、公立病院の場合においてはまた外来患者について與えられる治療も含まれている。

特殊の療養所が公立病院委員会で経営されており、そしてそこでの治療は必要な場合には患者に負担なしに行われる。王立ニュージーランド婦女子保護協会 (The Royal New Zealand Society for the Protection of Women and Children - Plunket Society) の経営する特殊病院のサーヴィスもまた病院給付によつて無料で利用することができる。

(2) 歯科治療

すべての必要な歯科治療は十六才以下の者に、国家の歯科サーヴィス乃至歯科学校又は規定の契約による契約歯科医のいづれかによつて行われる。現在このサーヴィスは十六才以下の者に限定されているが、歯科医要員が充分充実するに至つた場合には十九才までの者に拡大されるであろう。

(4) 薬剤その他の支給

薬剤給付は、社会保障制度下の医療給付又はその他の給付の支給過程において用業医によつて指示された公認の薬剤、内服薬ならびに器具によつてすべての住民に支給される。給付の対象である必要薬剤の範囲は正式に一覧表で限定されはいるが、その範囲は極めて広く、一般的用途のあらゆる薬剤を包含している。

聾者には補聴器が支給される。視力の缺陷のある一定の者は接触レンズが供給され、又は極めて値ひなコストで患者に與えられる。基金からコストの八〇%が支拂われる。そして困窮者にはこのコストをも地方病院委員会がまかなうのである。

(5) 診断サーヴィス

その他の補足的保健給付として、X光線診断やかかる検査目的に附随的なその他のサーヴィスが行われる。このサーヴィスは民間の放射能研究者との契約の下に行われるのであるが、しからざる場合においてはこのサーヴィスは公益病院で行われる。同様なサーヴィスが試験所の診断やかかるサーヴィスに附随的な材料の供給についても行われる。

(4) マッサージ治療

一般医療の一部として一定の期間マッサージやこれに関係した治療を支給するため一定手数料がかかる治療を受けける民間のマッサージ師と契約が締結されているのであつてその半分は基金が支拂い半分は患者が負担することになる。マッサージは開業医によつて勸告されるものでなければならぬのであつてこれは肉体の異常状態を治療せしめ或は緩和する目的のために行われる操作や恢復的処置へあんま、電気、熱、光線、又は水による処置から構成されている。マッサージ給付は民間のマッサージ師について行われる、その他のマッサージは入院患者、外来患者の病院給付の一部として行われる。

(5) その他のサーヴィス

人口稀な地方においては、病院長委員会又は国家が雇用する地区巡回看護婦のサーヴィスが現在利用できる。特定の特志看護婦協会もこの制度内に包含されている。このサーヴィス支給の経費は基金によつてまかなわれる。

母が仕事的能力を喪つた期間又は過度の困難な状態にある場合の家庭援助は、一九四四年の社会保障（家庭援助）規程によつて與えられる。国家が直接家庭に直接援助を與えるので

はななく、このような援助を興える目的で組成された公認の組織に補助金を支給する。この組織はこの組織の被用者として働く家庭補助者を雇用し、これらの補助者は保健大臣の規定する期間と条件に従つて組織の割当てる家庭で働くこととなる。社会保障基金から支拂われる補助金額は、家庭補助実施に要した経費のみならず補助者の登録、募集、訓練に要した経費を斟酌して決定される。

一般に保健給付については資格条件はないが、その他のサーヴィス即ち地区巡回看護婦や家庭補助者にはある制限があつて他のサーヴィスを得ることができない場合——困窮状態即ち過度の困苦状態——にのみ利用しうるのである。

多くの保健給付は期間については制限なく利用しうるものであつて、限られた期間のみしか利用しえない給付はついでさへも、受給者が持続期間について制限のないならば他の給付形態でより長期にわたつて受給することはできる。ニユージールランドの制度における保健給付に適用される持続期間の制限は次の如くである。

(i) 出産。この項目の給付は分娩日を含めて合計十五日以内である。その期間の前後において病院治療を必要とする場合は、病院給付が支給される。

(ii) マッサージ。この項目の給付は医師の一回の勧告で四週間に制限されている。しかし更に医師の勧告がある場合は四週間の期間を延長することができる。勧告された日以後六週間以内に治療を受けねばならない。

(iii) 医薬品の他の支給。医薬品給付については現実に制限期間はないが、一回の処方箋で支給

される薬剤の量を制限することによつて同じ効果がえられる。器具類は一定期間後更新して貰えるが、それは器具の種類と受給者の状態によつて決定される。

(2) 医療受給の方法

(a) 病院外治療

(i) 一般開業医治療

ニユージージランドの制度において公立病院以外の一般開業医のサーヴィスを受けるためには使用される方法には二種類ある。

第一は人頭式即ちパネル制度と稱される方法であつて、これは旧々の医師が社会保険（医療給付）規程の下に一筆患者一人あたり一定の手数料であらゆる本来の必要なサーヴィスを行うことを契約するのである。この場合その他往診費用については立替支拂が行われる。この制度の運用はかなり簡單である。患者が医師に申込んで、医師が承認するならば承認カードに署名すましてこのカードは保健省に送付される。それぞれの医師の現在のカードに基いて保健省は報酬を算定する。

第二の方法は、受給者が定額式報酬制に基いて（*fee for service basis*）一般開業医のサーヴィスを受ける方法である。そしてこのサーヴィスは旧々の契約を行わないで基金が全額或は一割負担をして行われる。受給者は自由に開業医を選択することができる。かつ自由に医師を変更することができる。

往診或は診察に対する法的手数料の支払は基金から医師或は受給者のいづれかに支拂わ

れるのであつて、これは報酬受領について医師の採用した方法によつて決定される。

(四) 専門家治療

入院患者又は外来患者に対する一般病院給付制度の下において病院委員会によつて一軒の専門家治療が與えられる。しかし、自己の選拔した専門家のサーヴィスを受けたいと欲するならば、そうすることはできる。その場合専門家の手給料に対し責任を負わねばならないが、医師の領收書を提出して、この専門家の似々のサーヴィスに対する法的手給料の拂戻を受けることができ、

(五) 歯科治療

小卒見直については、ニューヨーク州の大部分の小卒校地区に散在している国民歯科サーヴィス部 (*The National Dental Service*) によつて歯科治療が行われる。このサーヴィスは國家によつてまかなわれ、保健省の一般公衆衛生サーヴィスの一部として保健省によつて管理されている。中学の生徒や国民歯科サーヴィス部が利用できない地方では、社会保険立法の下にかゝるサーヴィス供給契約をせる登録歯科医或は公立病院の歯科部で治療受けることができる。

歯科給付規定に従つて登録せる人々には、歯科給付カードを發行されるが、このカードには姓名、住所、年齢その他特定の事項ならびに治療を受ける診療所契約歯科医等が記載される。このカードは患者が歯科給付を申込む毎に提出せねばならない。

(六) 産業の看護

産婆は社会保険制度の下における出産サーブイス供給について保健大臣と契約することができるのであるが、老人とすべての登録せる産婆はこの契約を締結している。この契約せる産婆は患者の自宅において全日制又は臨時巡回制のいづれの方法でもサーブイスの提供を行うことができる。これらの産婆の姓名と住所は一般に周知せしめるために公告され患者は自由に選択する。このサーブイスは産科病院のサーブイスの代りとなるものである。

(4) 薬剤その他の支給

社会保険制度の下に薬剤供給付を行わんとする公認薬局の所有者はその目的について保健大臣と契約を行う。実際においてニージーランドのすべての薬局はこの契約を行っている。薬剤を取得するためには、受給者は開業医又は産婆の処方箋を、このサーブイス供給を契約せる薬局に提出しさえすればよい。一定の大きな公立病院も契約せる薬局と同じ基礎の下に外未患者御に薬剤を供給する。一般に、特許薬品は、一部は国家の調整価格でのみ提供されるけれども、基金の負担だけでは入手できない。

如々の真実管タイプの補聴器の供給は、病院給付に対する一般制度の一部として公之病院の外未患者に許可されている。もし補聴器を受ける資格を有する患者が病院委員会によつて無料で支給される補聴器を利用することを欲しないならば、これらの給付の目的のために認められたなんらかの補聴器の購入のための手当てを受けることができる。電池、真実管等を更新するコストは受給者の負担である。一定の視力喪失に対する接触レンズの支給もまた外未患者に対する一般病院給付規定の下に許可されている。基金によつて一部まかひ

われらもまた、整形外科医の勧告に基づいて公立病院の外未患者の取得しうる給付に追加された。外患者の給付に因する規定の下に、公立病院委員会は整形外科器具の調製について必要な専門家の診断と便宜を供給せねばならない。

(イ) その他の住宅外の治療

診断ならばはマッサージサージサイ又は社会保障制度の下にすべての公立病院で行われる。しかしこれらのサージサイ又はまた医師の勧告に基づいてこの目的のために保健大臣と任意に契約している相々の放射能専門家や病理学者やマッサージ師から受けることができる。國家の雇用する地区巡回看護婦や公立病院又は補助を受ける協会は規定によつてこの制度に包含されており、そのサージサイ又は孤立せる地区の人々に利用される。現存は、自宅におけることのような援助を與える目的のために構成され公認の組織に対しては基金の補助はなんら規定されていない。

(ロ) 入院治療

ニユージージランド制度における病院給付に関する立法上の規定自体は公立病院における治療を受けるべきなんらの権利をも與えていないのであるが、しかし実際においては公立病院で受ける病院治療に関しては、患者は負担を肩おしめなことを規定している。公認私立病院又は給付の目的について認められた機関において受ける病院給付に因して、社会保障基金からの支拂は純負担の軽減に充当されるであろう。

入院許可をうるためには、受給者は自己の受持の医師又は病院委員会医師を通じて申す

ねばならない。しかし入院の決定は全く病院当局の手中にある。この手続はあらゆる形態の
医療施設への患者の入院に適用される。

(3) コストの分担

既述した如く、社会保険基金は社会保険賦出からの収入と整理基金（一般租税基金）からの補助金とによつてまかなわれる。納税者はその資産に応じて社会保険給付に対して賦出するのであるが、しかしそれぞれの住民はその資格を満すならば、納税者であるか否とに關係なく給付を受ける資格がある。ある保健給付は、これ以上受給者に負担せしめないで與えられる。しかし以下に列挙せる給付のコストは一部分だけ社会保険基金からまかなわれ、その残額は受給者によつてまかなわれる。

一般開業医のサトウイヌは人頭式料金制度又は定額式報酬制の下に供給される。人頭式制度の下においては、契約医は彼のパネルの患者に対してすべての必要な一般医療を行い、それぞれの患者について一定の年率で個別手数料の支持を受ける。定額式報酬制の方法に基づく場合は、開業医はどの受給者に対してでも医療サトウイヌを行うことができ、その手数料を社会保険基金又は患者のいづれかに対して精算することができ、基金から支持れる手数料額は診察又は往診について一定率であつて、医師はこの手数料を全額受領することができ、或はより高率が課された場合には、手数料の残額を患者からとることができ、もし、患者が医師から全額精算されたならば、医師の領收書に基いて診察又は往診についての法定率で社会保険基金から払戻しを受けることができる。

公立病院治療は患者には無料で行われるが、公認私立産科病院を含む私立病院又は機関における治療については、基金からの支拂は負担の軽減に充當される。

標準型の補聴器は無料で支給されるが、受給者がその他の型のものを購入したいと欲する場合その給付目的について認められた補聴器購入に対して標準型のコストとして規定された額を超過しない額の支拂を受ける。公立病院で最足を支給される場合には、受給者はコストの僅かな部分を支拂わねばならない。診断サーヴイス供給を契約せる一般放射能医は基金から彼に支払われる手数料以上の額を患者に請求することができる。放射能医に関する規定によつて保健大臣は、基金から支払われる金額以上に請求される手数料を特定額に制限することができる。

契約せる一般マツサービスは、彼の住宅以外でサーヴイスを行わない限り、基金から彼に支払われうる率を超過しない追加手数料を患者に請求することか認められている。基金から彼に支払

ており、基金から支払われる補助金はかかる組織の管理費のみをカバーするように計画されている。

IV 社会保健の維持

第三章参照のこと。

V 労働能力喪失

(7) 疾病

(1) 資格条件

疾病給付はニユージランドに十二ヶ月以上居住している十六才以上の者で疾病或は事故によつて一時的に労働能力を喪失し、そのために俸給、賃銀或はその他の収入の損失を被つた者に支給される。

既婚人は、夫が彼の女を扶養しえない場合にのみ給付を受け得る資格を有する。

(四) 申請と給付の支拂

疾病給付の申請は規定の様式に記載して医師の証明書を添附して社会保障者の最寄りの事務所へ提出せねばならない。必要な調査を行つた後に、申請は承認乃至拒否される。

給付は毎週社会保障基金から郵便局の郵便為替か地方事務所によつて発行されてこれで支払われる。そしてこの郵便為替によつて保健康者のこれらの地方事務所或は指定郵便局で現金に替えることができる。社会保障委員会は、受給者の承諾の有無にかかわらず、受給者或はその被扶養者の最も利益に合致すると判断した場合においては給付の全額或は一部の支払を他の者に行ふことができる。

(五) 給付率と支給期間

疾病給付は申込者の週収入が彼の能力喪失のために減らされる額を超過してはならない。この規定による疾病給付率は次の如くである。

- (a) 被扶養者をもたないニオ才以下の申請者の場合には週三〇シリング
 (b) その他のすべての場合には週五〇シリングへ扶養すべき妻を有する申請者の場合は、妻について週五〇シリング増額される。

前記給付率は、申請者ならびに彼の妻或は夫との總所得が週ニ〇シリングを超過した場合の所得の一シリング毎に（端数切捨）一シリング減額される。申請者が支費金から疾病給付或はその他から同様な給付を受給している場合に認められる所得は週四〇シリングとなる。

申請者の妻についてなんらの支拂も行われていない場合には、妻について規定された率を超過しない率での手当てを、当分の間申請者の家庭の面倒をみている者について支給することができる。

この能力喪失の最初の七日間については支給されない、但し社会保障委員会がなんらかの特殊事情を考慮して、この期間の全部或は一部份について給付を支給すべきであるとの判断の下に決定した場合は別である。この規定に従つて疾病給付は、申請を受領した日附の前後にかかわらず社会保障委員会が決定した日に開始される。

給付の支払は、疾病或は事故による労働能力喪失状態が続く限り、或は受給者が社会保障法の他のなんらかの給付（家族給付以外）を受け資格を有するに至るまでは、継続する。疾病給付の申請者はすべて登録医師の証明書を添附せねばならない。そしてこの能力喪失期間中証明書を定期的に提出することが必要とされる。

受給者が雇用を回復したか、短期間に再び同じ疾病で労働能力を喪失した場合には、疾病給付支拂開始以前の七日間の待機期間を守る必要はない。しかし長期間の後に同じ疾病により或は新しい病気によつて労働能力を喪失するに至つた場合、申請者は最初の請求の場合と

同じ條件の下に請求を提出せねばならない。

(二) 給付の審査、停止又は打ち切り

要求された時に満足しうる医師の証明書を提出しなかつた場合、給付の審査を受ける。そしてかかる場合において委員会はその判断において給付を停止乃至打ち切ることができ、

受給者の所得（或は妻のある場合は妻の所得）の変更については報告せねばならない。そして給付は再検討され必要ならば調整される。受給者が収監されたり或は懲若所に収容されたる場合、この期間給付は支払われない。しかし委員会は給付を検討して給付の全額或は一部を受給者の妻に或はその他の者に妻或は扶養子女のために支拂うことができる。社会保障委員会は、受給者或は給付の與えらるる扶養子女が公共機関或病院に入院した場合は給付を再検討する権限を與えられている。

上述の特殊の場合とは別として、社会保障委員会はいつでも事情の変わった場合には給付を検討する権限をもっている。

(三) 癡 疾

(イ) 資格 條件

十六才に達ししかも年令給付を受ける資格のない者が、もし彼が完全盲目或は事故の結果として乃至は疾病、先天的疾患のために永久に労働能力を喪失した場合は癡疾給付を受ける資格がある。申請者は申請直前においてニュージブラントに十年以上居住している者でなければならぬ。盲目の申請者の場合には、ニュージブラントで生れながら盲目であるか或は

ニュージーランドに永住中に盲目になつた者でなければならぬ。そしてその他の申請者の場合には、ニュージーランドで生れながらにして能力を喪失している者か或はニュージーランドで産生した事故或はニュージーランドにおいて罹つた疾病によつて仕事の能力を喪失するに至つた者でなければならぬ。療疾の時並びに或は場所に関する條件に該当しえない者にとつては、申請の期日直前二の年間継続して居住してゐることが必要である。但し一九三六年九月四日現在ニュージーランドに居住してゐる人々は十年間の居住で居支えない。

ニュージーランドにおける居住の意味については、不在期間の合計が一年以上とならない不在或は一年を超過する場合はその場合に依じて十年或は二十年以上ニュージーランド居住のそれだけの一年について一ヶ月以上その期間を超過しない者で、實際に申請の期日直前十二ヶ月ニュージーランドに居住してゐた場合においては、不在によつて居住が中断されたとはみなされない。盲人が職業訓練或は眼の治療の目的のために、或はその他の療疾者の場合に於いて特殊の外科的治療のために不在であつても、社会保健委員会がかかる特殊の治療のためニュージーランドを離れることは善良にして充分な理由の存することを認めるときは、ニュージーランドの継続的居住を妨げるものとみなされない。同様に、国防軍の一員としてなんらかの資格で参加し、或は戦争中かかゝる軍隊に従属する組織に従う目的のために不在になつた期間は、居住を中断されない。

申請者が善良な道徳的性格と眞面目な性質の者でない場合或は彼の療疾が自己誘導的のものであつたり或は給付の資格を取得する目的を以てなんらかの方法でも反らしたものである

場合、給付を拒否される。

(b) 申請と給付の支辨

療疾給付の請求は所定の様式に基いて記載し、社会保障者のもよりの地じ事務所に出せねばならない。必要な場合には医学的診断が行われるがこれは社会保障委員会の指定する医師によつて行われ、この医師は申請者が永久に労働能力を喪失しているか或は完全盲目であるかどうかについて証明し、その診断の根拠を記述せねばならない。社会保障書能官は必要な調査を完成し、医学的報告書を受領した後に請求の承認乃至は拒否を行うのである。

書記官によつて請求が拒否された場合、請求者は審査請求権を有する。そして医学的根拠に基いて拒否された場合には、社会保障委員会の任命せる三人の医師の構成するアッピール委員会に対する再審査請求権がある。

療疾給付は社会保障基金から毎月支拂われる。支拂は受給者に対してなされる。例外的に受給者の指定する代理者に対して支拂うことができる。支拂期日の一ヶ月以内に請求しない場合は、受領についての善良な事由がない限り没収される。

(c) 給付率と支辨期間

療疾給付率は次の如くである。

- (a) 既婚男子の場合は年一三〇ポンドで、彼の妻については年一三〇ポンド増額する。
- (b) 二〇才以下の未婚者の場合は年一〇四ポンドである。
- (c) その他の場合はすべて年一三〇ポンドである。

以上の率が減額される場合は次の通りである。

(a) 既婚男子の場合において、彼と妻との合計所得が年五ニポンドを超過する場合一ポンド毎に（滿額切捨）について一ポンドの減額。また夫婦の累計資産の純資本価値の一〇ポンド毎に（滿額切捨）申請者の支払額から一ポンド、妻に対する支払額から一ポンドの減額が行われる。

(b) 結婚して扶養子女を有する男子の場合における所得控除は年七ハポンドである。資産の減額は(a)の場合と同じであるが妻の資産は考慮に入れない。

(c) 既婚婦人の場合の減額は、申請者と夫との年一ハニポンドを越える合計所得の一ポンド毎に（滿額切捨）一ポンド、そして両者の純累計資産の一〇ポンド毎に（滿額切捨）一ポンドとなっている。賦能力のために必要な看護又は家庭援助の支払を受ける場合には、社会保障委員会はその判断に基いて、所得又は資産のために年一三〇ポンド以下の額にまで減額された給付率を増加せしめることができる。しかしそのために申請者と夫の合計所得が給付を含めて週八ポンドを超過してはならない。

(d) その他のすべての場合における所得控除は年五ニポンドであり、資産減額は(a)の場合と同様であるが、妻の資産は考慮されない。

完全育目的所得の算定にあつて、年一五六ポンドまでの個人所得は考慮されない。そして給付に追加の方法によつて彼の年収入は、——収入、給付を含めて總額が一八六ポンドを超過しない限り——ニ五%迄補助を與えられるであろう。

申請者の累計資産の資本価値の算定にあつては、地代、土地抵当权、家具、所持品、又は年金、生命保険の利子の価値等は考慮されない。累計資産の資本価値から五〇。ポンド控除され、その残額が累計資産の純資本価値とみなされる。一人の既婚者の場合、累計資産の資本価値は、夫婦の累計資産の總資本価値の半額に等しい。

給付率は、資産の純資本価値とこの資産からの所得の兩者について減額されるわけではないが、いずれかより多額の減額が行われる方法によつて減額される。

療疾給付は六〇才まで支給され、それ以後は療疾給付に代つて年金給付が支給される。盲目の受給者ならびにその妻に支払われる總額は、根替によつて変更を受けない。

委員会は受給者に対していつでも医学的審査を要求することができる。

療疾給付は合計三年を超えない不在期間についても、もし委員会が盲人の受給者の場合において取業訓練或は眼の治療の目的の不在であることを認めねば、支給される。その他の場合においても委員会は一時的な不在期間について給付を支払うことができる。

給付は年基礎の下に支給されるのであつて、受給者は十二ヶ月毎に新しく申請を提出せねばならない。この申請には取業状態の記述書が含まれており、すべての更新の申請は最初の給付の申請と同様に調査される。

(三) 給付の審査、停止或は打ち切り

盲目のために療疾給付を受領している一才以下の者がなんらかの取業訓練を受けうる能力を有する場合に、かかる訓練を受けることを要請されながら充分な理由なくして拒否した

とき、社会保険委員会は給付支払額の全額或は一部の支払を停止せしめることができる。
受給者がニュージールランドから一時的に離国した場合不在期間に対する給付を停止され、離国が永久的であることが判明したならば給付を打ち切られる。

受給者がある期間收監され或は懲治所に收容された場合給付の再審査を受け、委員会の判断の下に停止乃至は打ち切られ或は被扶養者の扶養のために全額乃至は一部支給することができる。

社会保険委員会は受給者或はその被扶養者の公立病院乃至機関への入院許可について給付を審査する権限をもっている。事情が変化した場合、社会保険委員会はいつでも給付を審査することができる。

(3) 炭坑夫の取業上の疾病

(4) 資格條件

炭坑夫給付の資格をうるためには、申請者はニュージールランドで炭坑夫として従事し、確信に罹り、それによつて永久に労働能力を喪失したか、或は炭坑と同職せるなんらかの他の取業病或は心臓病に罹り、それに基づいて永久に全く労働能力を喪失した者でなければならぬ。申請者は申込期日直前にニュージールランドに五年以上継続して居住しているものであつて、炭坑夫として少なくとも合計三年半以上雇用されたものでなければならぬ。継続的居住というのは、合計六ヶ月を超えない期間ニュージールランドから不在であつても差支えないものと考へられる。

申請者が善良な道徳的性格と眞面目な性質のものでなく或は申請直前の五年間に妻子を遺棄し乃至は故意に扶養しなかつた場合においては給付は拒否することができる。

(四) 申請と給付の支払

夫給付の申請は所定の様式に記入して社会保障省の最寄の事務所へ提出せねばならない。そしてそれには医師の証明書を添附することが必要である。地区事務所で調査を完了した後、に決定のため社会保障委員会へ提出される。

医学的根拠に基いて請求が拒否された場合、申請者は三人の医師で構成する委員会に対してアッピールする権利を有し、この委員会の決定は最終的のものとなる。

給付は毎月社会保障基金から支払われ、社会保障省の地区事務所或は郵便局で受領することができる。特殊の場合には代理者に支払いすることができる。しからざる場合は受給者に支払われる。支払期日から一ヶ月以内に受領しなかつた場合は、正当な理由がない限り没収される。

(五) 給付率と支給期間

夫給付率は年一三〇ポンドであつて、その妻については更に年一三〇ポンド支給される。申請者ならびに或はその妻の所得乃至は資産のために給付は減額されない。

療疾状態が存する限り給付は継続して支給されるが、受給者はいつでも、必要な療疾度が存することを確かめるための医学的診断に従わねばならない。ニュージージーランドから不在期間が合計二年以内である場合は給付を支給することができる。

(三) 給付の審査 停止或は打ち切り

その後の医学的診断の結果受給者は作業上痲痺状態にあらざることか明らかになつた場合給付は打ち切られる。受給者が收監され或は懲若所に收容されたときは給付の審査を受ける。そして給付の停止、打ち切り或は妻、被扶養者に対し全額或は一部の支払を行うことができ

VI 失業

(一) 資格条件

失業給付の資格をうるためには、十六才以上であつて年令給付受領資格のない者でなければならぬ。適切な仕事を遂行する能力と意思を有し、かかる雇用をうるために合理的な手段を講じた者で、かつニユージランドに十二ヶ月以上継続して居住している失業者でなければならぬ。

既婚婦人は夫が彼の女を扶養しえない場合にのみ給付を受ける資格を有する。

(二) 申請と給付の支給

失業給付に対する申請はすべて所定の様式に基いて作製し社会保障省のもよりの事務所に提出せねばならない。申請については必要な調査を行つた後、地方事務所はそれを承認或は拒否する。

給付は社会保障基金から支拂われ、申請者の希望に依りて申請書を提出した事務所或はもよりの郵便局で受領することかできる。給付は毎週受給者に支払われ、受給者は一定の場合を除

いて定期的に変更される特定の時期に受領せねばならない。指定の時に受領しなかつた場合、受給者に善良にして充分な理由がない限り没收される。

(3) 給付率と支給期間

失業給付は、十六才から二〇才までの扶養者なき者には週三〇シリングの率で、扶養される妻、その他すべての者は週五〇シリングに週五〇シリングを加えた率で支払われる。社会保険法は失業給付についてなんらかの明確な所得或は資産に關する制限を規定していない。しかし申請者或はその妻がなんらかの源泉から収入をえているか或は資産の所有者であるならば、委員会は其の判断に基いて失業給付率を減額せしめることができることを規定している。家庭を保持している者で妻についての給付を受けていない場合は、妻についての給付を支えない率で家庭の面倒をみている者について給付を受けることができる。

失業の最初の七日間については支給されないが、しかし社会保険委員会がその判断においてこの期間の全体或は一部について給付を支給すべきことを決定した場合に別である。この規定に従つて給付は申請受領期日に開始される。

すべての失業給付受給者は労働雇用者の地方事務所に登録して給付の割賦を受領する前にその事務所に出頭せねばならない。給付の支拂は一般に、受給者が失業しておりかつ雇用について登録されている限り継続して行われる。且し彼が社会保険法の下に他の給付（家族給付以外）を受領する資格を得るに至つた場合は別である。

(4) 給付の審査停止或は打ち切り

社会保障委員会は六週間を超えない期間について給付の開始を延期する権限、或は善良にして充分な理由なくして自発的に失業し或は労働者としての非行爲によつて雇用を失つた場合、或は申請者乃至受給者が正当にして充分な理由なくして適切な雇用の提供を拒否乃至受入れえなかつた場合或は季節的労働者の場合においてその季節の収入が一時的失業にもかかわらず自己ならびに家族の扶養に充分である場合等においては給付を打ち切る権限をもつてゐる。

失業給付受領中に疾病或は事故のため一時的に労働能力を喪失するに至つたならば、審査の結果によつて失業給付の代りに疾病給付をうけることができる。このような場合は、審査の結果によつて失業給付の代りに疾病給付をうけることができる。このような場合は、審査の結果によつて失業給付の代りに疾病給付をうけることができる。このような場合は、審査の結果によつて失業給付の代りに疾病給付をうけることができる。

受給者が收監され或は懲罰所に收容された場合、給付はかかる期間中支拂われぬ。しかし社会保障委員会はこの給付を審査し、そして事情を考慮して受給者の妻或は妻並びに子女のために誰か適當な者によるの全額或は一部を支払うことができる。

社会保障委員会は、受給者或は給付を與えられた者が公共機関の收容者或は病院給付の受領者となつた場合には給付を審査する権限をもつてゐる。

以上の特殊の場合を別として、事情が変つた場合においても社会保障委員会が給付を審査する規定がある。

VII 規 則

(1) 年 金 給 付

(イ) 資 格 條 件

年金給付は、一九三八年三月十五日にニュージージーランドに現住し、申請直前に十年以上ニュージージーランドに居住しているカヴァーされた人々（第三章19(1)参照）に支給される。その他のすべての申請についての居住上の要件は申請直前に二〇年間継続居住していることである。

前者の場合における継続居住要件は次の場合には中断されないものとみなされる。即ち、全不在期間が一年を超えない場合、或は一年を超えた時に、十年を超えてニュージージーランドに居住している各一年について六ヶ月を超えない場合、そして申請者が現実に申請直前に十二ヶ月間ニュージージーランドに居住している場合。

後者の場合における継続居住の要件は次の場合には中断しないとみなされる。即ちニュージージーランドからの全不在期間が二年を超えない場合、或は二年を超えてもニュージージーランドにおける二〇年を超えた居住の一年について六ヶ月を超えないで、申請者が現実に申請直前十二ヶ月間ニュージージーランドに居住している場合である。

ニュージージーランドに登録され或はニュージージーランドの所有する船舶であつてニュージージーランドの貿易に従事している場合、その船員が社会保障委員会をして、彼の不在中彼の家族或は家族がニュージージーランドにあることを承認せしめるならば、彼のニュージージーランドからの不在は免支えない。国防軍の一員として従軍し或は軍隊に従属した組織の一員として戦争に関係したサービスに従事してニュージージーランドから離れて不在となる場合も同様である。

申請者が既婚男子である場合、彼は給付申請直前五年間において六ヶ月以上にわたつて妻を遺棄し或は故意に充分に彼女を扶養しなかつたり或は彼が法律上扶養の義務のある十六才

以下の子女を故意に扶養しなかつた等の事実があつてはならない。既婚婦人の場合においては、同じ期間にわたつて夫或は十六才以下の子女を遺棄したりした者であつてはならない。申請者は善良な道徳的性情と眞面目な性質のものであることを必要とする。

(四) 申請と給付の支拂

年令給付の請求は所定の様式に記載して社会保障省の最寄の事務所に提出せねばならない。書記官は請求者の給付権を確かめるために必要な調査を行い、社会保障委員会に決定のため附託せねばならないようななら特殊の事情がない限り、その請求の諾否を決定する。

給付は申請者の希望によつて社会保障省の事務所又は最寄りの郵便局のいづれから社会保障基金から支拂われる。支拂は毎月受給者或は特別の場合には代理者に行われる。支拂期日から一ヶ月以内に給付を受領しないならば、正当にして充分な事由があると委員会が認めない限り、没収されるであらう。

(五) 給付率と支拂期間

給付の基本率は年一三〇ポンドである。申請者が既婚男子であつて、彼の妻が同一の権利として給付を受ける資格を有しない場合においては、もし夫婦の總所得と受領する給付を加えたものが年三一三ポンドを超過しないならば、社会保障委員会の判断において年一三〇ポンドを超過しない額だけ基本率で増加せしめることができる。

申請者が未婚であるならば、給付の基本率は、年五三ポンドを超過せる所得の一ポンド毎に（端数切捨）一ポンド減額しうる。

ニ人共受給権を有する夫婦の場合において基本率は被保者の合計所得が年々二ポンドを超過する部分の一ポンド毎に（補教切捨）一〇シリング減額しうる。しかし、一方のみが資格を有する場合の減額は、社会保障法の下に夫又は妻に支払われるその他の貨幣給付（家族給付は別として）を含めた總所得が年々一八ニポンドを超過する部分の一ポンド毎に（補教切捨）一ポンドの率である。

年金給付もまた、申請者又は彼の妻がなんらかの資産の所有者である場合には減額される。そしてこの点についての條件は癩疾給付の場合（V. (2)）（参照）と同様である。妻又は夫と別居する申請者は社会保障委員会の判断に基いて未婚者として取扱うことができる。

年金受給者は、彼等の収入が超過している間その給付を放棄して、雇用が中絶した際直ちに原状に復しうるよう申請する資格がある。その期間外に受領せる収入はその後所得算定にあつて計算に入れられない。

給付は年基礎の下に支給される。そして受給者は十二ヶ月後に更新の申請を提出することをお勧めされている。この申請には経済状態の説明書が含まれていて、最初の申請と同様な調査を受けるのである。

(二) 給付の審査 停止又は打ち切り

給付は、ニュージールランドからの不在が一時的であるならば得止される。しかし不在が永久的であるならば給付は打ち切られる。一時的な不在の限定期間についてはニュージールランドに復帰した際給付を受けられることができる。

受刑中或は懲治所に收容されている期間受給者に給付は支払われない。しかし社会保障委員会の給付を審査して受給者の家族扶養のためにその金額或は一割を支拂うことができる。社会保障委員会は、受給者或は給付を支給される者が公共機関に收容され或は病院給付の受給者となつた場合はいつでも給付を審査する権限をもつてゐる。列挙せる特殊の場合を別として、社会保障委員会はいつでも事情の変更が生じた場合給付を審査する権限を與えられている。

(2) 養老給付

(1) 資格條件

養老給付は、年令給付申請者について規定された居住上の制限を満足せしめるカヴァーされた人々(三章五(2)参照)に支給される。

(2) 申請と給付の支拂

給付の請求は所定の様式に基いて記載して社会保障省の最寄の事務所へ提出せねばならない。地方事務所は申請書を照合した後諾否決定のために社会保障委員会へ送付する。

給付は毎四週に分割して現金で社会保障基金から支出され社会保障省の事務所或は最寄の郵便局で支払われる。受給者に支拂られるのであるが、特別の場合には社会保障委員会の認められた代理者に支払うことができる。支拂分は支払期日から一ヶ月以内に請求しない場合は、正当にして充分な理由がない限り没収される。

(3) 給付率と支払期間

養老給付は一九四〇年四月一日始めて支払われた。その時の給付率は年一〇ポンドであつた。給付の年率は年最高率の一三〇ポンドが一九八八年に達するまで一年に二ポンド一〇シリング宛増加する。現在においては一九五〇年の三月は一月までは率は三三ポンド一〇シリングで四回に分けて一回八ポンドニシリング六ペンス宛支払われる。この給付はミーンズ・テストを行わないで支給され、受給者がニュージージーランドに居住する限り継続支給される。養老給付の法的給付率よりも大ならざる年令給付を受領している者は六五才以降において申請次第年令給付に代えて養老給付の支給を受けることができる。しかし兩者の給付を受けることはできない。

(三) 給付の審査 停止或は打ち切り

受給者がニュージージーランドを離れた場合給付は審査をうける。一時的不在中は停止されるがニュージージーランドへ復帰すると一時的不在の限られた期間について支払を受けることができる。永久にニュージージーランドを離れるときは給付は打ち切られる。受刑中或は懲処所に收容された期間については受給者に給付は支給されない。しかし受給者の家族の扶養のために審査して金額或は一却支払うことはできる。

VIII 理 養 一炭坑夫

(7) 資 格 條 件

坑夫の社会保障給付(V、(3)(4)参照)を受けられている者が死亡した際、葬式の合理的経費について手当が支払われる。

(2) 申請と給付の支辨

給付の申請は死亡後十二ヶ月以内は、社会保険省の最寄の事務所に記載して提出せねばならない。申請書の提出は寡婦又は受託者が行い、支払は寡婦又は埋葬費を負担する者又は埋葬に關して支辨を受ける資格を有する者に対して行われる。

(3) 給付率と支辨期間

これは支辨を受ける資格を有する者に一時払で支払われる現金給付である。支払額は全く社会保険委員会の判断で決定される。

IX 後 ぎ 手 の 死 亡

(1) 原因のいかんによらない死亡

(4) 資格條件

寡婦給付は次の條項に従つてカヴァーされた人（三章一節の参照）に支給される。

(a) 寡婦が十六才以下の子女一人以上の母であること

(b) 寡婦が一人以上の子女を有し、結婚期間が十五年以上であるか或はいづれかの場合において、結婚の持続期間とそれに続く期間中に十六才以下の子女の少くとも一人の養育と監督を行つた期間が十五年以上であること。

(c) 結婚後五年以上経過した際に五十才に達した後、寡婦となつた場合

(d) 現在五十才以上で、四十才に達した後、寡婦となつたもので、結婚の持続期間が十年

以上であり、結婚以来十五年以上経過している場合

十六才以下の子女を有する寡婦の場合を除いて、夫の死亡直前には夫婦がニュージーランドで少くとも三年間居住していたことが必要條件である。

寡婦給付における「子女」というのはニュージーランド外で生れたものを含まないが、しかし(2)母が子女の出生の時に一時的にのみニュージーランドで不在であつたか或は両親ともニュージーランドに父の死亡直前に三年以上居住していた者をいう。この用語には、申請者の夫の生存中における継子や養子が含まれている。社会保障委員会は其の判断に基いて、申請者によつて扶養されている子女や申請者の夫が扶養していた子女については、寡婦給付の目的上申請者の子女とみなすことができる。

いかなる婦人も、彼の夫が善良な道徳的性格と眞面目な性質のものであることを社会保障委員会がみとめない限り、寡婦給付を受領する資格をもたない。

(2) 申請と給付の支拂

寡婦給付の請求は所定の様式に記載して社会保障省の最寄の事務所に提出せねばならない。請求は社会保障書記官が取扱うのであつて、必要な調査を行つた上請求の諾否を決定する。

支拂は毎月社会保障基金から社会保障省の事務所或は最寄の郵便局——受給者の指定によりいづれでも構わない——で行われる。通常受給者本人が月支給額を受領するを要するのであるが、特殊の場合には社会保障委員会が代理者の任命を許可することができる。支払期間日から一月以内に受領しない場合は、正当にして充分な事由がない限り没収することができる。

(一) 給付率と支拂期間

寡婦給付の基本率は年一三〇ポンドである。十六才以下の扶養子女を有する場合においては、社会保障委員会は其の判断で年七八ポンドを超過しない母手当だけ給付率を増加せしめることができる。

給付率の算定に際して次の條件が規定されている。

(a) 申請者が六〇才に達し、かつ十六才以下の扶養子女を有しない場合には、年令給付の中請の場合における如く(Ⅺ)(i)参照)所得と資産に因して減額が行われる。

(b) その他のすべての場合には、最高率は、年七八ポンドを超過する申請者の所得の一ポンド毎に(滿數切捨)一ポンド減額される。

支拂は、寡婦が法律の條件を充足する限り、継続支給される。給付は毎年更新されるのであつて、十二ヶ月期間が満了する一ヶ月前に受給者は過去十二ヶ月間の經濟狀態を詳細に記入し、更新様式を提出せねばならない。

扶養子女についてはあらゆる場合には家族給付によつて支給される。

(二) 給付の審査、停止又は打ち切り

寡婦給付が子女を考慮して算定される場合には、死亡その他の事由によつて給付を支払うべき子女がなくなつた場合はいつでも、給付の支払は停止される。このような場合、審査を受けるのであつて、もし寡婦がその結婚以来十五年以上を経過しているならば、十六才以上の子女を持たない寡婦について算定された寡婦給付を受ける資格をもつに至るであろう。

寡婦が再婚した場合給付は打ち切られる。ニュージーランドからの不在が一時的存在の場合、給付を停止することができる。永久的不在の場合は給付は打ち切られる。一時的不在の限定期間についてはニュージーランドへ復帰した際給付を支払うことができる。社会保障委員会は、受給者が公共機関の收容者或は病院給付の受領者となつた場合には給付を審査する権限をもつている。

社会保障委員会は、事實において、受給者の事情が変つた場合はいつでも給付を審査する権限をもつている。

(2) 在用 傷害 による 死亡 — 坑夫

(第一章の「労働者補償」参照のこと)

(1) 資格 条件

坑夫の寡婦給付は、夫が死亡した際坑夫給付を受領していたとの条件のみで、カヴァーされた人(三章 I (2)) に支給される。

(4) 申請 と 給付 の 支払

寡婦給付についての(1)参照

(4) 給付 率 と 支払 期間

坑夫の寡婦給付は年一〇四ポンドの率で支給され、所得或は資産のために減額されることはない。支拂は寡婦状態である期間継続するが、家族給付以外の他の給付と共に支給を受けることはできない。

(三) 給付の審査 停止或は打ち切り

寡婦が再婚するならば、給付は打ち切られる。受給者が受刑中或は懲治所に收容されてい
る期間中にはいかなる給付も支給されない。受給者がニュージーランドから不在である際合
計二年を越えない期間については支拂を受けることができる。

X. その他の事故

(1) 夫による遺棄或は夫の精神病

(4) 資格条件

ニュージーランド社会保険制度においては寡婦に関する規定中に法律上寡婦の取扱を受け
ないが一時的に少くとも寡婦として取扱われる二箇の範疇の婦人が含まれている。この範疇
における必要條件は(1)既婚婦人が夫に遺棄されたこと、そして一九一〇年の困窮者法 (*The
Destitute Persons Act*) による扶養命令に対する手続を夫に対して行ったことを社会保
障委員会が認めること、(2)申請者が既婚婦人であつて、その夫に対し一九一一年の精神缺陥
者法 (*The Mental Defectives Act*) による收容命令が発せられていること、(3)この法の
下に收容されていると否とを問わず、或はその夫がこの法の下に自発的であるか否とを問
わず施設内に当分の間收容されていること、第一の場合においては給付の支給は社会保障委
員会の判断に基づくが、第二の場合には権利として支給を受けることができる。

これらの範疇に属する申請者は、寡婦について必要とされる居住に関する条件を充足せね
ばならない (IX (1) 参照)。

「子女となる用給には、ニュージールランド外で生れた子女は含まれない、次の場合は別である、出生の時に母が一時的にのみニュージールランド外にあつた場合或は申請者の夫による遺棄直前三年間、夫に対する收容命令のである直前三年間、施設に收容される直前三年間両親がニュージールランドに居住していた場合、夫婦が同居している場合継子と養子も含まれる。前記の諸制限にもかかわらず、社会保障委員会は其の判断において、いかなる子女でも申請者の彼の女が現在扶養しており、そしてかつ夫によつて扶養された子女は、申請者の子候とみなすことができる。

(ロ) 申請と給付の支払

寡婦に関するIX(1)(ロ)参照

(ハ) 給付率と支拂期間

寡婦についてはIX(1)(イ)、申請者の所得には收容命令が發せられた場合の夫の所得が含まれるとゆう規定が加えられる。遺棄された妻の場合には、社会保障委員会は夫の支払つた扶養を給付の一部として考慮する。

(ニ) 給付の審査、停止或は打ち切り

寡婦に関するIX(1)(ニ)参照

(三) 緊急給付

年令、肉体的或は精神的障害、家庭の事情或はその他の事由によつて自己ならびに被扶養者の生計を充分に立てることが出来ないでしかも一九三八年の社会保障法の下に家族給付以外の

なんらの貨幣給付をも受ける資格をもたない者に対し、困窮の根據で、社会保障委員会が緊急給付を支給することができる。

開始時期、給付率ならびに支払条件は同々の場合について社会保障委員会の判断で決定されるが、しかしでさうる限り給付率は申請者が最も密接な資格を有するものと認められる給付の形態に對するものに近いものとされる。社会保障委員会はまた申請者がかりに疾病給付や失業給付の資格を有するとしてもこれらの代りに緊急給付を支給する権限を與えられており、そして既に與えられているとしてもこれらの給付の代りに緊急給付を支給することができる。

社会保障委員会はまた、受給者がなんらかの医学的乃至心理学的診療所で訓練を受けるべきであり、或は医学上或はその他の医療を受けるべきであり、或は彼の肉体的乃至精神的能力の向上の爲めに訓練を受けるべきであり、或は彼に必要ななんらかの作業を行うべきであると社会保障委員会が認定した場合、なんらかのその他の給付から緊急給付に切替える権限を與えられている。更に社会保障委員会は、適当とみなすような條件に該當する者については給付の許可又は継続を行うことができる。

第五章 組 織

ニユージークランドにおける社会保障給付に對する諸規定は立法的には全く一箇の法律、一九三八年社会保障法ならびに改組法に具現されている。行政的にはこの制度は三省の間に即ち金錢給付を

管理する社会保障省（原法の下に設置された）、実物給付を管理する保健省、社会保障基金に対する賦出を徴収する地租所得税省に分属している。

社会保障委員会は本法の金銭給付規定の施行を委任されており、その関係において国内に所在する多くの地区事務所を管理している。本法の規定を迅速に実施せしめるために、社会保障委員会は社会保障の地区事務所長に必要とみなされる権限を委任することかゆるされている。

ニュージージーランドにおける戦時年金や復員者手当は別々の法律の下に支給されるのであるが、これらを支配する原理は社会保障に密接に織込まれており、事実社会保障省の一局によつて管理されている。社会保障委員会委員長はまた戦時年金長官に任命されている。

臨時に発せられる諸規程によつて、幾多の医療、病院その他の関係するサーヴィスが現住人口に確保される諸方法が規定されている。

保健省は国内に多くの地区事務所をもつており、これによつて社会保障法の保健給付部門の施行に對する綿密にして迅速な実施ができるように仕組まれている。

I 行政

(一) 社会保障省 (The Social Security Department)

(1) 中央行政

社会保障省は本初はウヰリントンにあつて委員長一名と二名以下の委員より構成される委員会によつて管掌されている。この委員会は本法の下に支給される現金給付即ち養老年金

寡婦 家族 孤児 痲疾者 坑夫 疾病 失業ならびに緊急給付と戦時服務者の扶養家族手当を管理する。

中央行政機構の機能は、九三八年社会保険法ならびに改組法を施行し、貨幣給付の支拂に影響を及ぼす政策事項を研究、決定し、かつ地区事務所長に委任されていない諸機能を実行するにある。戦時年金ならびに復員者手当の管理に對しても責任を負うと共に、この諸外國の年金機構の代理機能を行うのであつて、英國、オーストラリア、ビルマ、カナダ、印度、パキスタン、南亞聯邦ならびに英國直轄植民地等のために、ニュージールランドにおいて年金支拂を行う。

本部においては國民のカード索引と記録制度を整備してあり、給付のすべての申請者に對して精密な照合を行うことができようになつてゐる。

社会保険法の下においてすべての現金給付に關する決定は社会保険委員會の責任であつて、委員會は更に書記官に地方における大部分の給付支給権限を委任してゐる。

一時給付即ち失業、疾病、一部の緊急給付は毎週地方官吏によつて支拂われる、年四回に支拂われる養老給付を除き、その他のすべての給付は毎月本部から支拂われる。急速に給付を受給者の手許に届かせるために、書記官は、給付を承認されるや否や第一回支払通知を送送する。その他のすべての支払通知書は本部で準備され動力計算機で作られる。これらの通知書又は佛案はニュージールランド全國にある支拂事務所（社会保険事務所と郵便局）に送送され、支拂われた場合には受領書が中央事務所に戻送されて照合、分類され受給者の勘定に記

録される。

(2) 地区行政

ニユージーランドは行政上一九の地方区に分れており、社会保障省の支所が各地方区の主要都市に設けられている。これらの支所はいづれも社会保障書記官によつて管理され、書記官は適当な職員によつて補佐されている。委員会は、この制度の下に支給される大部分の現金給付の承認とその後の監督の権限を書記官に委任している。

ある地区においては小都市に事務所が設置され、これは地区代理機関によつて管理され、地区の書記官によつて監督を受ける。二八の地区代理機関があつて、その委任され給付承認の権限は失業給付と疾病給付に限定されている。その他の給付に対する請求も受け付けられ、調査の後監督書記官に提出されて決定を受ける。

(3) 地方行政

地方行政機構は書記官と地区代理機関の両者の掌中にある。

地区代理機関は失業給付と疾病給付を許可する権限をもつている。緊急給付の申請は社会保障委員会に、その他の給付の申請は監督書記官に附託される。

疾病給付と大部分の緊急給付の支払は、毎週郵便局の郵便為替によつて行われるが、これは小切手による支拂と同様である。受給者が遠隔の地に住んでいるとゆうような特別の場合においては、現金の代りにワラントによつて支拂うことができる。郵便局のワラントは社会保障省の事務所又は指定の郵便局で支拂を受けることができる。

失業給付の支拂は、社会保障事務所又は最寄りの郵便局で現金で行われる。受給者は給付を承認された時本人であることの証明書を添付されるのであつて、支払を受ける場合この証明書を提出せねばならない。

書記官は、緊急・養老・坑夫給付を除いてすべての給付を許可する権限を與えられている。毎週給付の支拂は既述の通りであるが、毎月支払われる給付支払制度は「中央行政」の所で概説しておいた。毎月給付の支払をうけるためには、受給者は給付の支拂の際本人であることを証明するカードの給付証明書を提出せねばならない。遠隔の地区の受給者は書留で支払を受けることかできる。社会保障事務所又は郵便局が受給者から支払通知書受領の旨通知あつた場合、現金給付の別賦額は書留郵便で受給者に送付されるであろう。

社会保障職出の支拂は、郵便局又は地租所得税省の支所のいづれかで行われる。

(二) 保 健 省 (The Health Department)

(1) 本 部

保健給付を扱うための特別の一局が保健省に設置されており、その構成は次の如くである。

- (a) 保 健 長 官
- (b) 保 健 副 長 官 (行政)
- (c) 保 健 給 付 局 長
- (d) 首 席 事 務 官
- (e) 事 務 官

政策事項は本部において決定され、無料ならびに大部分無料の医療とこれに肉聯したサービス
をニスにニュージランド住民に支給する政府政策を施行するための必要な手段とられる。
(2) 地区事務所

保健給付行政は国内に散在する保健省の多くの地区事務所によつて実施される。主たる機能は、有資格者の給付受領と支払を確保するにある。地区事務所の構成は次の如くである。

- (a) 保健医官
- (b) 地区行政官
- (c) 地区会計官
- (d) 地区書記官
- (e) 書記

五ポンドまでの給付支払は郵便局のワラントによつて行われる。五ポンド以上の支払は銀行を通じて小切手により支払われる。

II 医療ならびにこれに肉聯せる職業従事者のサービスの条件

(1) 医療を受ける方法

医療は開業医師によつて行われる。薬剤の供給は薬剤師、開業医、病院委員会によつて行われる。整形器具類は病院委員会を通じて配分される。

(2) サイグイスに対する報酬と物品補給

(a) 病院外治療

(1) 一般開業医治療。人頭主義方式の下においては、医師はその承認した患者数に基づいて支払を受ける。承認カードは各患者をカバーするため医師が署名し、後保健省に移送される。それぞれの会計期に各医師に対する手許の現在カードから保健省は一人一年一五シルリングの基礎の下に医師に支払うべき半月の金額に往診料の立替分を加えてその金額に對する小切手を振出す。人頭式制度は医師にとつては魅力あるものでないことが判つたため、この制度に加入している医師は極めて少い。

定額式料金制度の下における報酬は、次の三者の方法によつて行われる。もつとも「基金」から支払われる金額はいづれにしても一回の往診或は診察については七シルリング六ペンスとなつてゐる。三つの方法とゆうのは次の如きものである。

(一) 横運法。受診者は医師に對し金額へ通常往診一回について一〇シルリング六ペンスの率を支払い、医師の領收書の提出によつて受診者は往診、診察について七シルリング六ペンスの法定率で拂戻しを受けることができる。夜間とか日曜の往診についてはより高率の払戻を受けることができる。そして距離に對して手当が支給される。

(二) 直接請求法。患者には全然請求しないで、患者はただ法定の様式に署名するのみで、医師はこれによつて保健省に請求を提出して「基金」から法定手数料とシルリング六ペンス（或は夜間、日曜日には一ニシルリング六ペンス）を受けとることができる。距離

はついてもそれぞれ一哩についてミシルリング≒ペンスの率で直接請求することができる。

(三) 「トーション」法。("Soban" system) この場合においては医師は通常の手数料一〇シ
ルリング六ペンスを要求するのであって、その内七シルリング六ペンスは(三)の場合にお
ける如く「基金」に直接請求し、残額の一シルリングは患者は個人的に請求する。この
ミシルリング追加附加分が「Soban」といわれるに至る。

(四) 専門家の治療。

本制度の下においては専門家のサーヴィスを供給すべき契約は前業医とは行われていな
い。専門家のサーヴィスを利用する受給者はそれに対して手数料を支拂わねばならない。
しかし医師の領収書を添付して請求次第、サーヴィス一面につき七シルリング六ペンスの
法定手数料の払戻を受けることができる。

(五) 歯科治療。

本制度の下における歯科治療は若い人々に対して行われるのであつて、
これは保健省の一部門である国民歯科サーヴィス部によつて主として実施される。サーヴ
イスについては規定の明細書に記載されたそれぞれの治療に対し特定の手数料で国民歯科
サーヴィス部は「基金」から支払われる。公立病院の歯科部、歯科学校、民間の歯科医は
規定に基づいて歯科給付供給契約を結ぶことができる。その場合規定の明細書における手
料を受領することができる。患者には一切料金を請求しない。単純なアマルガム充填の七
シルリング六ペンスから一本の歯についての大きな手術に対する三〇シルリング迄の手
数

料はサーヴィスを提供した人、又は機関に直接支払われる。

(四) 産婆による看護。産婆の看護に対しては、サーヴィスを供給した者に直接支払われる。給付によつてカヴァーされる期間は分娩日と出産後から十四日間であつて、手数料は次の如くに支拂われる。

(イ) 分娩日のサーヴィスに対し、産婆の資格を有する登録産婆に対しては三ポンド、そして助産婦の資格で（産婆又は助産婦のいづれで登録してあるとを問はず）活動する産科看護婦に対しては一ポンドである。

(ロ) 出産後の産褥期間のサーヴィスに対しては、往診する産科看護婦については出産直後の十四日間につき一日七シルリング六ペンス、その他の（往診でない）産科看護婦については出産後の十四日間契約に従つて患者と同じ住宅に住んでいる場合一日につき一八シルリングである。

(ホ) 薬剤その他の供給。

消費せるすべての処方については、契約せる薬剤師又は病院委員会は受給者の署名せる処方箋を添附して半月毎に請求書を最寄の保健省の料金算定事務所に提出して支払を受けらる。この事務所における特に訓練された取員が薬剤料金表に規定された価格と手数料に従つて処方方の価格を査定する。この薬剤料金表には給付の対象である必要は薬剤の範囲を明確に記してある。半月毎の請求については支払は「基金」から小切手で行われる。

公立病院の外未患者部において供給される一般型の補聴器は一三ポンドと評価されてお

り、病院委員会は其の供給した補聴器のそれぞれについて「基金」にこの金額を要求する。受給者が一般型以外の公認の補聴器を購入した場合には、その購入について「基金」から十三ポンドまでの拂戻を受けることができ、即ち十三ポンドまで負担して貰うことができ、そして供給者は「基金」から法定額を請求することができ、

公立病院の外未患者却におい、屈折障害の一定の患者に供給される接触レンズについては病院委員会が一組大体四〇ポンドの率で「基金」に請求する。

公立病院の外未患者却は、傷疾軍人更生聯盟或は公立病院の整形外科のいづれかによって供給される公認型の義足のとりつけについても責任を負うのである。義足コスト八〇%迄は「基金」が負担し、この支拂は直接供給者に対して行われる。これらの補足器具のコストは供給される程度と型によつて変化する。現在の義足に対して整形外科医が不充分と判定した場合は改造し或やり直しすることができ、この場合の「基金」の負担は新義足の供給の場合と同様である。

(い) その他病院外の治療

公立病院の外未患者却サーヴィスとして供給される物療診断サーヴィス或は病理学的診断サーヴィスに対する乃至は公認物療医或は病理学者による診断サーヴィスに対する手数料は規定されている。そしてその支払はサーヴィスを行う人に対して行われる。支拂請求は保健者に対して行うのであつて、その場合物療医或は病理学者かこのサーヴィスを行うことの内容と前業医がサーヴィスの内容について行った勧告書或はサーヴィスを行う

理由を述べた署名入りの説明書を提出せねばならない。民間の病理学者に支拂われる手数料は金額請求して支拂を受けるが、民間の物療医は患者に対して、「基金」から受領する金額を超過する手数料を請求することができない。もつともこの場合において追加額は保健大臣との契約の下に制限されている。

公立病院の行うマツサージ治療は入院 外来患者の病院給付の一部であつて、マツサージ給付の主体ではない。しかし医師の勧告に基いて私的契約マツサージ師によつて行われ
る場合、手数料の一部は「基金」によつて費額は患者によつてまかなわれる。契約に基いて「基金」から支払われる手数料は治療を行う度毎に三シルリング六ペンスであつて、マツサージ師はその自宅で行う治療については三シルリング六ペンス又は自宅以外で行う場合は三シルリング以上の追加手数料を請求してはならない。契約せるマツサージ師は定期的に保健省の地方事務所へ支払請求書を出す。国家の雇用する地区巡回看護婦のサー
グイスは法的に無料で利用できるのであるが、これは社会保障基金の負担ではない。しか
しこのようなサーグイスが公立病院委員会によつて供給される場合、「基金」はこのサー
グイス供給に直接かかつた費用をすべてまかなうのであつて、これについての請求は定期
的に委員会によつて直接保健省に対して行われる。

家族援助を供給する公認の協会については、補助金のみが「基金」から支払われる、そ
してその金額は個々の場合について実施されたサーグイスに附随して保健大臣によつて決
定される。

(6) 入院治療

- (1) 病院 本制度の下において病院給付の対象である公立病院ならば公認私立病院における入院患者治療については、一日九シルリングの率で「基金」から支払われる。この率は勿論公立病院における治療コストを全額まかないうるものではないが、しかしこれはこの給付算入以前において公立病院の患者から受けとつていたコストの大体三分の一にあたるのである。公立病院管理コストの残額は以前における如く地方税と整理基金からの補助金とによつてまかなわれる。私立病院は社会保障基金から国額の補助金即ち一日九シルリングを受け、そしてそのコストの残額は患者によつて負担される。公立病院はその患者治療に基いた病院給付支拂請求をまとめ、保健省の地方事務所に提出し、そして請求額に対する小切手を受取る。公認私立病院の場合における手続は同様であるが、更に更に各患者の証明書と申告書を毎月の請求書に添付せねばならない。本法の下に現在病院給付受領を認められている二箇の制度即ち王立ニュージージーランド婦女子保健協会 (Royal New Zealand Society for the Health of Women and Children - Plunket Society) と慈善財団の経営する痼疾者の家もまた一日九シルリングの法定率で「基金」から支払を受けるのであつて、患者には一切負担はかからない。
- (2) その他の医療施設

国立の精神病院は無料の治療を行う。その費用は整理基金の直接負担である(この基金は特別勘定に預託されていないすべての一般税を表はす)。私立精神病院は病院給付の目

的のために公認を受けるところができる、そして一日九シリングの法定額を支給され、患者負担はそれだけ軽減される。

それだけ患者負担を軽減する一日九シリングの病院給付は、保健省の特殊の神経病院や療養所において行われる入院患者の治療についても「基金」から保健省に支拂われるのである。

III 社会保険行政の監督

(1) 行政監督

社会保険委員会に與えられている权限は、社会保険大臣の一般的指示と統制の下に実施される。保健省の保健給付行政は保健大臣の一般的指示と統制に服する。

社会保険委員会はすべての現金給付の一般的監督を行い、かつ統一性を確保するためには地区事務所に法ならびに手続についての解釈を告示する。委員会はその直接的統制下に、地区事務所での定期的監査を行う主席監察官と監察官をもつてゐる。監察官は主席監察官に対してのみ、かつ彼を通じて委員会に責を負う。彼等の機能の一端は、委員会による法の解釈とその現行政策の適用を確保するにある。

(2) 現金給付の受給者の監督

給付の継続について規定された諸條件が充足されているかどうかを確認するため、受給者は定期的に法定申告をせねばならない。この記載書の提出の時期は給付の形態によつて異なる

のであつて、給付がミーンズ・テストを必要とする場合には経済状態の説明書が必要となる。
給付の承認が労働能力喪失に基いている場合には、給付の継続は喪失をカバーする医学的
証明の提出が必要である。

受給者は、独自の受給権又は現在の給付率に影響を及ぼすような条件の変更を省に通知する必
要がある。この法的義務を怠った場合は罰せられる。

主要都市には調査官が駐在して通信によつて行い得なような調査を実施する。形式上は極
く部分的に監督機能に従事するが、主として彼等は入院している受給者や地居事務所に出頭し
えないような受給者に対し様式を完備せしめたり注意を喚起したりして援助するのである。

(3) 専門的治療の監督

専門的治療の監督は全團に存在する保健医官の掌握することである。

保健医官は、専門的治療に関する報告を開業医或は当該患者のいづれからも請求する権限を
與えられている。不服申立は保健医官によつて調査され、保健大臣に報告される。

保健医官はまた処方箋を査照する権利をもつてゐる。更に、薬剤師サーヴィス・ギルドは兼
劑状給に対する契約者のために、とり決めによつて保健省の価格算定事務所の行う価格算定兼
務を検査する権利をもつてゐる。

IV 制裁と紛争の調停

(1) 行政事項に関する紛争

(4) 政府の救済

ニエーゼーランドにおける社会保障は政府の各部門によつて監督され管理される。従つて制裁の問題或はこのような監督或は管理に関する紛争の調停の問題は生じない。

(5) 受給者の救済

社会保障委員会によつて委任され権限の下に、現金給付に対する異議は社会保障書記官によつて決済される。そこで社会保障委員会に対するアツピールの権利を與えることが必要となつた。かくて申請者或は受給者は、給付の承認、拒否、更新乃至は審査に影響を及ぼす書記官の決定に対して委員会にアツピールする権利を有する。

省の上級官吏で委員長と二名の委員からなる委員会を構成している。委員会に附託されるアツピール問題は關してはその決定は最終的なものであつて、更により上級当局に対するアツピールに關する規定は存しない。

痲疾者給付或は坑夫給付が拒否された場合、或は其後において医学的根拠に基いて打ち切られた場合、申請者或は受給者は、この目的のために委員会によつて指名され三人の登録醫師で構成される特別医療アツピール協議会にアツピールすることができる。このようなアツピール協議会の決定は委員会を拘束する。

アツピールは、給付の拒否或は打ち切りの決定の通知の三ヶ月以内に規定の様式で提出せねばならない。

(6) 詐偽の場合における告発

社会保障法の給付或は支払を自己或はその他の者の為の為に取得する目的で或はこの法の下における義務を自己又はその他の者のために免れる目的を以て、社会保障法の行政に管掌する官吏に虚偽の陳述をなし或は欺き或は欺かんとした者は、即決裁判により相当な罰金或は禁錮に處せられる。現金給付取得乃至は取得せんとするために手数料或はその他の報酬を要求したり受領することは本法における違反となる。

受給者が法によつて権利を有する金額を超過して支払われる給付或は給付の分割分は、社会保障委員会の委員の要求の下に國家に支払うべき負債として返還せしめる。しかし、委員会はその後支払われる同じ給付或はなんらかの他の給付の分割分においてなんらかの必要な調整を行うこともできる。もし、委員会の見解で、過剰の支払が詐欺によるものであれば場合、委員会は罰金の方法によつて超過して支払われた額の二倍に等しい金額を受給者から徴収することができ、若ししてこのような罰金はその後受給者に支払われる分割分から差引の方法によつて償はしめることができる。このような罰金の賦課にも拘わらず、詐欺によつて超過支持を受取つた受給者は告訴される。

(2) 専門家庭治療に因する紛争

(a) 一般医療サーヴィス

保健大臣は医療事項に関する諮問委員会を任命することができ、この委員会の半数以上（委員長を除く）は当該専門家を代表する者が任命されねばならない。

保健大臣は医師の行うなんらかのサーヴィスが必要か否かを、ならびにその場合において

前記委員会に諮つた上でいくばくを社会保障基金から支拂うべきかを決定することができる。大臣の決定は最終である。

重大な非違行為や非倫理的な診療については、懲戒権限を有する登録団体であるニユージランド医療審議会に報告することができる。

開業医（人頭式料金制度の者を除く）は国家に対する契約の下にあるのではない。医療サービスは医師と患者との間の單純な契約であつて、前者はいつでも希望しない患者に対する診療契約を中止することができ、その場合患者は他の医師を求めることができる。

(4) その他のサーヴィス

一般医療サービス以外のサーヴィスは、保健大臣との契約者によつて行われる。なんらかの契約に關して、保健大臣がそのサーヴィスが満足すべきものでないと考えられる場合次の者から構成される特別裁判所による調査を命ずることができる。

(イ) 裁判長——最高裁判所の判事又は有給判事のいづれかでないならぬ。

(ロ) 契約者と同じ専門職業の者二名以上

保健大臣は、契約を中止せしめるべきか否かを勧告するのはこの裁判所の機能である。

更にまた情況によつては妥協と考えるその他の勧告を行うことができる。

ニュージールランドにおける社会保障制度の現金給付と保健給付は社会保障基金によつてまかなわれ、この基金は二箇の主要源泉からの収入即ち社会保障賦出として知られている。税と政府の一般歳入からの資金を保有する整理基金からの補助金とで構成されている。前者の社会保障賦出はニュージールランドに通常居住する一六才以上の人々の俸給、賃金その他の所得ならびにニュージールランドに所在する大部分の会社の所得に対する課税で構成されている。社会保障法はあらゆる場合における賦出を一律に七・五%と規定している。俸給、賃金或はその他の所得のない人々はもちろん賦出をしないが社会保障制度の保護を受ける。

一定の形態の所得は賦出を免除されている。これには社会保障給付や臨時職務の年金、労働者補償金が含まれている。

雇主は特に雇主の身分として賦出支払上の目的からは規定されないので、たゞ個人として支出をする。しかし、雇主の立場が会社に準しい場合には、会社の所得に対して社会保障賦出が賦課される。均一律の賦出は、このような課税を以て社会保障基金の支出を完全にまかなうことを予期して定められたものではない。不足分は毎年整理基金（一般税基金）からの繰入れによつてまかなわれる。このようにして社会保障基金の支出は毎年バランスがとれるのであつて、将来の負担公約に対する準備金方式は全然行われていない。

賦出は、賃金や俸給の場合には、雇主が被用者について必要な控除を行い、それが現金で二ポンドを超えた場合には地租、所得税等の支所或は郵便局に押さへむ。控除の總額が二ポンド以下の場

合には、それに相応する特定印紙を貼布して償銀法からは抹殺することができ。

俸給、賃銀以外の所得については、すべての所得者はこの所得を明細に記載して申告書を毎年提出することになっており、そしてこれに基いて課税額を年二回に分割して支払う。

地租・所得税は一九三八年の社会保険法の第四部の規定に基いてすべての社会保険隠出を徴収する権限を與えられていた、そしてこの徴収額は社会保険基金に預託される。基金の保有資金は特定の事故毎に割当てられるのではなくて、この制度の下におけるすべての給付に対する支出をまかなうために全体として使用される。

I 被保護者の参加

(1) 被用者

社会保険隠出は、所得の高のいかんに関係なくすべての居住者の俸給、賃銀その他の所得に對して七・五%の均一律を賦課される。被用者は個々の範疇に分割されていないのであつて、統一的に課税を課する目的から雇主はその支拂うすべての俸給ならびに賃銀から必要な控除を行ふことになつてゐる。同様に課税分の支拂の不履行は給付支給拒絶の理由になるけれども、特定額の課税の支拂は給付支給の前提条件ではない。すべての被用者は、権利として、一九三八年度社会保険法第三部に規定されたすべての課税給付ならびに同法第二部の現金給付を受ける資格がある。

(2) 自営者

一般にこの範疇に属する者は被用者と同様に即ち個人として課税の義務があり、課税率も同一である。この課税の算定は、その企業又は事業の所得に基いて行われるのであつて、この目的のために、報酬として企業から支払はるべき金額はすべて所得に包含されることになる。

(3) 有給取業に従事しない者

社会保障課税はまた俸給或は収入以外の所得にも賦課されるが故に、この範疇の人々はその所得を申告して七・五%の均一律の課税を支拂わねばならない。

所得或は収入がない人も社会保障制度の給付を受ける資格を有するのであるが、課税支拂不履行のために給付支給を拒絶されることがある。

租税徴収官は深刻な困難な状態にある人々の社会保障課税の割賦金の支拂を免除する権限をもつてゐる。しかしこの場合においてもかゝる人々は依然として社会保障給付支給の資格をもつことになる。

II 雇主の参加

雇主は雇主の身分としては彼等の被用者の社会保障課税に対してなんら支拂う必要はないのであるが、企業取得した所得に關して支拂う義務がある。

雇主がニューヨーク州に所在の会社である場合には、その会社は会社としての所得に対して社会保障課税を個人課税者と同率で支拂わねばならない。この場合会社の配当金は、個々の受領者即ち株主の手許において課税の負担を課せられない。その他所得税を課せられる公共機関も会社と

同様に社会保障賦出を徴収される。

雇用上の傷害をカヴァーすべき労働者補償法の下に雇主の行う賦出に関しては、第二章の「労働者補償」に参照されたし。

III 政府団体の参加

ニユージーランド社会保障制度の必要な資金を供給する社会保障基金が俸給、賃銀その他の所得に対して課税される特別の社会保障賦出によつてまかなわれるのは、その一部にすぎない。毎年社会保障給付支出を充分ならしめるために政府は、整理基金（即ちこの国の主要歳入、支出基金）から、超過支出をまかなうに足る金額を充用するのである。従つてニユージーランドの社会保障制度は社会保障賦出の収入金と一般租税によつてまかなわれるといいうるのである。

IV 賦出の徴収と運用

(1) 賦出の徴収

(イ) 賦出の算定と排込

雇主は、その被用者については最初には賦出の徴収に關し責任を有するのであつて、この控除分は地租、所得税等の支所或は郵便局に排込まれる。ニポンド以上の賦出に關しては現金で排込まれ、それに対して発行された領收証は給與俸票或はその他の支拂記録簿に貼布される。ニポンド以下の金額については特別の印紙を購入して給與俸票或はその他の記録簿に貼

布される。これらの記録は地租・所得税省の検査官の検査に供される。

俸給・賃銀以外の所得に対する賦課は源泉において控除されるのではなくて、所得者が毎年その所得申告を行ひこれに基づいて年二回七月と十一月にわたつて同額の割賦金を支拂うこととなるのである。ニュージーランド所在の会社の課税は、毎年行われねばならぬ所得税申告書に基づいて算定され、請求され次第その課税額を一回に支拂わねばならない。課税徴収の行政機能は地租・所得税省の所管である。

一六才以上の人はすべて課税支拂の義務があるのであつて、雇主或はその他の人々が俸給・賃銀或はその他の所得から課税を控除しなかつた場合ならびにその他の人々が意図的に課税の支拂を回避した場合には法によつて重い罰金が課される。地租・所得税省には一様の検査官が配置されており、彼等は所得税と同様に社会保障課税の支出に關して照合検査を行うのである。

(四) 会計制度

地租・所得税省の各地区の支所ならびに郵便局の受領する課税はすべて直ちに社会保障基金の公共勘定 (*Public Account*) に拂ひ込まれる。そしてその場合受領書は地租・所得税省に送られ、かくま「基金」の完全な収入記録が保持されるのである。公共勘定への拂込はウエリントン以外ではニュージーランド銀行の支店或はウエリントンではニュージーランド洋行銀行で行われるのであるが、後者の銀行は終局において公共勘定へのすべての拂込を受け入れるのである。公共勘定は政府の一般銀行勘定である。

直接地租・所得税省が受領した歳入は、もちろん、社会保障基金にクレジットされるのであつて、各三ヶ月毎の月末にすべての源泉からクレジットされた総額は「ニュージブラント公共勘定歳入・歳出要覧」として公刊される。

(2) 基金の投資

一半を通じて大体において社会保障基金のクレジットはかなり均衡がとれているのであるが、しかしこれは毎月の税収入の変動に基いて変化する。一時物には、余剰基金は時々投資のために移管される。しかしすべてかかる投資は公共勘定内のその他の政府勘定において行われるのであつて、このような制度によるときは短期の通告でもつて社会保障基金への償還が容易に行われうるのである。このような投資に對し、なんらかの利子を附することは国庫の政策ではない——そうすることは、なんらかの意義もない——と仰うのは、どのような利子がクレジットされようともそれはそれだけ老齢基金からの必要補助金額を減少せしめるに役立つからである。

V 歳入所得の割当 — 社会保障収入と支出

(1) 歳入所得の割当

すべての社会保障歳入は公共勘定に押しこまれて、国庫の元帳勘定の社会保障基金にクレジットされる。そして社会保障給付と管理費のすべての支出はこの「基金」からまかなわれるのである。

これらの歳入がすべての社会保障支出をまかなうに不足する限度において、社会保障基金は

毎年「整理基金」からの歳出によつて補助を受ける。

四月一日から三月三十一日に遡る一年の会計年度における社会保障基金の全体の取扱量については予め推計して予算が組まれる。この予算には、支出推計と「基金」を安定せしめるための必要の現金バランスの算定が含まれている。更にまた租税歳入の推計も行われるのであつて、かくて整理基金から必要とする補助金額を最終的に決定することができるのである。このよつた予算制度によつて、全体としての利用しうる基金があらゆる範疇の支出に対して使用されることが出来る。

(2) 収入と支出

一九四九年三月三十一日に終了した年度の社会保障基金の収入と支出は次表の通りであるが、疑問となる一、二の点について注意を喚起しておこう。

現金給付における「マオリ戦争」の項目は特別給付として「マオリ戦争に従軍した人々に支給されたものであるが、最後の受給者が一九四八年に死亡したが故に勘定には再びでてこない。また、本表には投資利子として僅少の収入が示されているが、これは一九三九年以前に雇用促進基金 (The Employment Promotion Fund) から支出された現存公債からの利子を包含している。

社会保障基金収入支出表

(自一九四八年四月一日
至一九四九年三月三十一日)

収	入	支	出

一九四八年四月一日現在高

現金 一、三〇四、七〇一

國庫前借金 八九九、二一七

投資 五、〇〇〇、〇〇〇

賃金その他所得に対する社会
保険税 二九、三七八、三八五

雑収入、利子、罰金、料料 五八、六五一

扶養命令に基く返還、寡婦給付 二九、四三七、〇三六

整理基金からの補助金(一九四
八年社会保険法第一〇五節(c)) 六三、四三九

一五、〇〇〇、〇〇〇

七、二四一、九一八

現金給付

養老 一八五、〇〇七九

年金 一、三〇七、九〇二

寡婦 一九一、一一三四

孤児 一、六三三

疾族 一、四三三、三〇二

療疾 一、三〇八、六一六

坂火 一、一三、六五九

マオリ競争 一〇

火災 八、九四八

疾病 九一、一〇七

緊急 二五、一四〇九

医療その他給付 三、三〇六、八八一

医療 二、三〇六、八八一

病院 一、九九七、三三九

出産 九一六、一一〇

三、四、四五五、七五八

備考) この項目は基金の寡婦給付勘定をこれに等しい額だけ減少せしめるものである。

兼 劑 補 足 一七九三二五九 八六一九一三	管理費—社会保障省	七、八七五、四四八
	一九四九年三月卅一日現在残—	七、七九、三五九
	現 金 五、三三八七四	
	国庫前拂金 一、四八〇、〇〇〇	
	投 資 八、〇〇〇、〇〇〇	
		八、六八二、九二八
		五、一七五、三三三
	五、一七五、三三三	